

文化財保護の 手引き

【本文編】

宮城県教育庁文化財保護課

平成 29 年 5 月

目次

I	文化財の概要.....	1
1	有形文化財.....	1
2	無形文化財.....	1
3	民俗文化財.....	1
4	記念物.....	2
5	文化的景観.....	2
6	伝統的建造物群.....	2
7	埋蔵文化財.....	2
8	文化財の保存技術.....	2
II	文化財保護行政の実務.....	3
1	国の体系.....	3
	(1) 国の文化財保護制度.....	3
	(2) 文化財保護の体系.....	4
	(3) 文化財保護の基準.....	4
	(4) 指定等手続きの流れ.....	5
	(5) 文化財保護の各手続き.....	6
2	宮城県の体系.....	33
	(1) 宮城県における文化財保護の制度と体系.....	33
	(2) 宮城県における文化財保護の基準.....	33
	(3) 宮城県における指定等の手続きの流れ.....	33
	(4) 宮城県における文化財保護の各手続き.....	34
3	市町村の事務.....	36
	(1) 指定文化財にかかる手続き（委任事務等）.....	36
	(2) 文化財保護条例の改廃並びに文化財指定の報告.....	36
4	文化財の防火防犯.....	40
	(1) 建造物等.....	40
	(2) 美術工芸品等.....	43
5	銃砲刀剣類の取扱い.....	49
	(1) 登録.....	49
	(2) 登録後の取扱い.....	49
6	文化財補助事業.....	51
	(1) 国庫補助事業.....	51
	(2) 県費補助事業.....	61

1 文化財の概要

文化財は、わが国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、現在に守り伝えられてきた国民の財産である。それは、わが国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである。したがって、この文化財を保存・活用し、長く後世に伝えてゆくことは、現代の我々にとって極めて大切なことである。

文化財の種類、概略等については、以下のとおりである。

1 有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、歴史上、芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む）及び考古資料、その他の学術上価値の高い歴史資料をいう。

- ① 建造物 — 社寺、城郭、住宅、公共施設、橋梁、石塔、鳥居等
- ② 絵画 — 障壁画、仏画、水墨画、大和絵、近世絵画、近代絵画、中国朝鮮絵画等
- ③ 彫刻 — 仏像、神像、仮面、近代彫刻、中国・朝鮮彫刻等
- ④ 工芸品 — 金工、漆工、染色、陶磁、石造品、甲冑、刀剣等
- ⑤ 書跡 — 名家筆跡（典籍等を除く）、和歌、短冊、法帖等
- ⑥ 典籍 — 和書、洋書、仏典、漢籍等
- ⑦ 古文書 — 日記、記録（編纂されたものは典籍）、絵図、系図、金石文、木簡等
- ⑧ 考古資料 — 土器、石器、骨角器、土製品、石製品、金属製品等
- ⑨ 歴史資料 — 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品等

2 無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いものである。

- ① 芸能に関する雅楽、能楽、歌舞伎、人形浄瑠璃、邦楽、舞踊等
- ② 工芸技術に関する陶芸、染織、漆芸、金工、木竹工、人形、手漉和紙等

3 民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、人々の生活の推移の理解のため欠くことのできないものである。有形の民俗文化財と無形の民俗文化財とがある。

【有形の民俗文化財】

- ① 衣食住 — 衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度等住居等
- ② 生産・生業 — 農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等
- ③ 交通・運輸・通信 — 運搬具、舟車、飛脚用具、関所等
- ④ 社会生活 — 贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
- ⑤ 信仰 — 祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
- ⑥ 民俗知識 — 暦類、卜占用具、医療具、教育施設等
- ⑦ 民俗芸能・娯楽・遊戯等 — 衣裳、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
- ⑧ 人の一生 — 産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等
- ⑨ 年中行事 — 正月用具、節供用具、盆用具等

【無形の民俗文化財】

- ① 衣食住、生産・生業、交通・運輸・通信、交易、社会生活等に関する習俗
- ② 口頭伝承、信仰、民俗知識、民俗芸能・娯楽・遊戯・嗜好、人の一生、年中行事等に関する

無形の民俗的所産

4 記念物

記念物には史跡、名勝、天然記念物がある。史跡は貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅、その他の遺跡等で歴史上又は学術上価値の高いもの、名勝は庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等で芸術上又は鑑賞上価値の高いもの、天然記念物は動物、植物、地質鉱物等で学術上価値の高いものを指す。

【史跡】

- ① 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
- ② 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- ③ 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- ④ 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術文化に関する遺跡
- ⑤ 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- ⑥ 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- ⑦ 墳墓、碑 ⑧ 旧宅・園池その他特に由緒のある地域の類
- ⑨ 外国及び外国人に関する遺跡

【名勝】

- ① 公園、庭園 ② 橋梁、築堤
- ③ 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- ④ 鳥獣・魚虫などの棲息する場所 ⑤ 岩石、洞穴
- ⑥ 峡谷、瀑布、溪流、深淵 ⑦ 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- ⑧ 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼 ⑨ 火山、温泉
- ⑩ 山岳、丘陵、高原、平原、河川 ⑪ 展望地点

【天然記念物】

- ① 日本特有で著名なものや著名で保存を要するもの及びそれらの棲息地、日本特有の畜養動物、特に貴重な動物の標本等
- ② 名木、巨木、代表的な原始林や高山植物帯、特殊地域の植物群落、特殊な植物の自生地等
- ③ 岩石・鉱物・化石の産出状態、地層の整合・不整合・褶曲等の状態、風化・浸食・火山活動・氷雪霜の営力等による現象、岩石・鉱物・化石等の標本等
- ④ 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域

5 文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景勝地で、生活又は生業の理解のため欠くことのできないものである。

6 伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成する伝統的な建造物群で価値の高いものである。

7 埋蔵文化財

地中等に埋もれている文化財である。そのうち住居跡その他の建物跡や墳墓等を遺構、土器や石器・骨角器等を遺物と呼び、これらのものを包蔵している土地を遺跡という。

8 文化財の保存技術

文化財保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能である。

II 文化財保護行政の実務

1 国の体系

(1) 国の文化財保護制度

国は、文化財の取扱いに対し各種の法的措置を行うことによってこれを保護している。文化財保護法に基づく基本的な保護の制度として、指定・登録・選定等がある。その概略は以下のとおりである。

【指定】

指定は文部科学大臣が行うもので、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物等の各文化財のうち、重要なものがその対象となる。指定が行われると、有形文化財は重要文化財に、無形文化財は重要無形文化財に、民俗文化財は有形・無形の違いにより重要有形民俗文化財もしくは重要無形民俗文化財に、記念物は種類によって史跡、名勝又は天然記念物に位置づけられる。また、重要文化財においては、特に価値の高いものは国宝に指定され、史跡・名勝・天然記念物のうち特に重要なものについては、それぞれ特別史跡・特別名勝・特別天然記念物に指定される。これらの指定文化財に対しては、管理・保護・公開・調査等に関して文化財保護法等の法令（以下法令という。）による規制が加えられる。

なお、重要無形文化財の指定に当たっては、併せてその保持者又は保持団体の認定が行われる。

【登録】

登録制度は、保護の手法を多様化するものとして、平成8年度に有形文化財の建造物を対象に導入され、さらに平成17年度から美術工芸品等の有形文化財、有形民俗文化財、記念物等を対象として制度化された。指定制度とは補完関係にあり、指定された以外の文化財のうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものに対して行われるもので、文部科学大臣の権限により、文化財登録原簿に登録する方式をとる。登録後は法令等により管理・保護・公開等に関して規制が加えられる。

【選定】

選定は、文化的景観や伝統的建造物群保存地区及び文化財保存技術を対象に文部科学大臣が行う。文化的景観とは、都道府県又は市町村が景観法に基づいて定めたものであり、伝統的建造物群保存地区とは、市町村が都市計画法に基づき定めたものである。こうした規制地区のうち特に重要なものが、当該地方公共団体による申出を受けた上で、それぞれ重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区として選定される。前者は法令等により、後者は法令及び当該市町村の条例によって保護に関する規制がなされる。

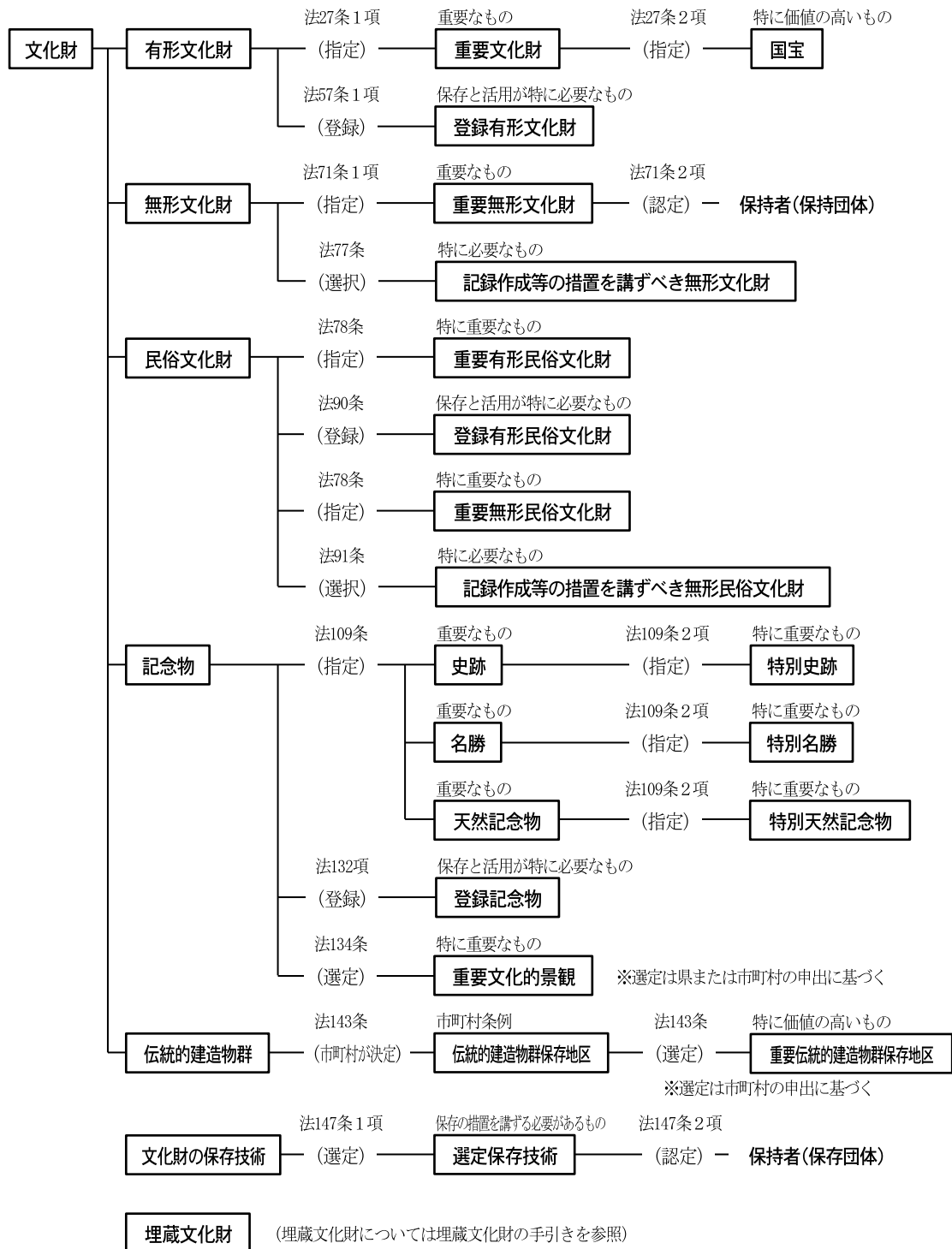
文化財保存技術は、文化財の保存のために欠くことのできない技術・技能のうち、保存の必要があるものが選定され、選定保存技術として法令により保護に関する規制がなされる。また、選定保存技術の選定に際しては、併せてその保持者又は保団体の認定が行われる。

【その他】

その他無形文化財及び無形民俗文化財に関しては、文化庁長官が、指定された文化財以外のうちから特に必要なものを選択して自ら記録を作成し、保存し、又は公開する制度がある。

(2) 文化財保護の体系

文化財の種類と指定等については、下図のとおりである（「法」としたのは「文化財保護法」のことである。）。



(3) 文化財保護の基準

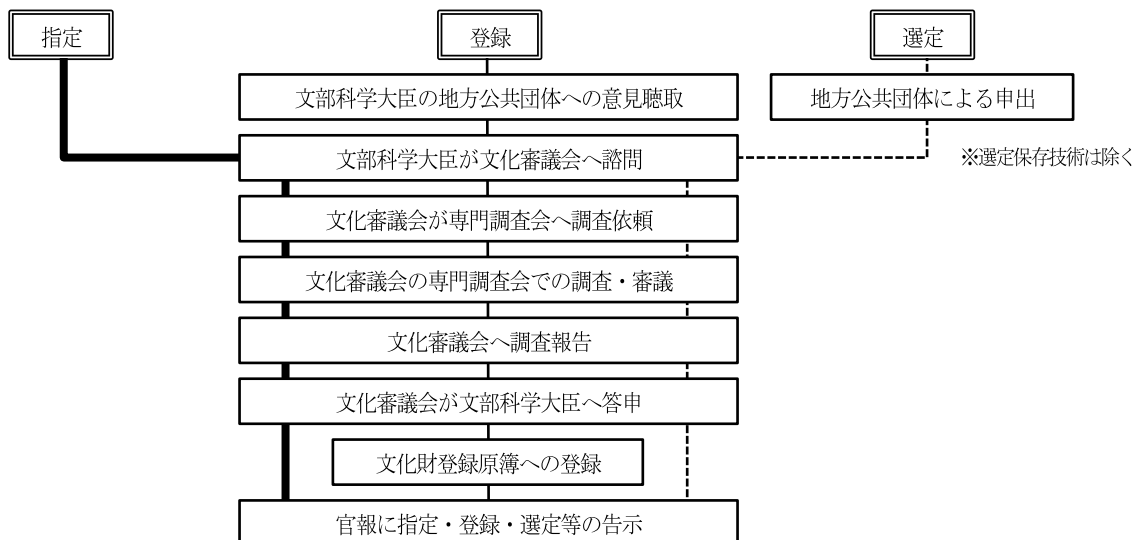
国は指定等の文化財保護の各手法に関して、以下のとおり基準を定めている（内容については資料編参照。）。

文化財保護の手法		基準	資料編
指定	国宝、重要文化財	国宝及び重要文化財指定基準	p. 82
	重要無形文化財	重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準	p. 87
	重要有形民俗文化財	重要有形民俗文化財指定基準	p. 84
	重要無形民俗文化財	重要無形民俗文化財指定基準	p. 88
	特別史跡名勝天然記念物、 史跡名勝天然記念物	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準	p. 88
登録	登録有形文化財	登録有形文化財登録基準	p. 83
	登録有形民俗文化財	登録有形民俗文化財登録基準	p. 85
	登録記念物	登録記念物登録基準	p. 89
選定	重要文化的景観	重要文化的景観選定基準	p. 90
	重要伝統的建造物群保存地区	重要伝統的建造物群保存地区選定基準	p. 90
	選定保存技術	選定保存技術の選定並びに保持者及び保存団体の認定の基準	p. 90
選択	記録作成等の措置を講ずべき 無形文化財	記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準	p. 88
	記録作成等の措置を講ずべき 無形民俗文化財	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準	p. 88

(4) 指定等手続きの流れ

【各種手続きの流れ】

文化財の指定、登録、選定等に要する手続きの流れは、以下に示すとおりである。



なお指定・登録・選定・選択にあたっては、官報で告示するとともに所有者等並びに保持者等へ通知し、併せて指定書等の交付を行う。指定書等の有無及び種類については次のとおりである。

文化財の種類	証書等	根拠法令等
国宝、重要文化財	指定書	文化財保護法（以下「法」という。）第28条
登録有形文化財	登録証	法58条
重要無形文化財	認定書	重要無形文化財の保持者又は保持団体に対する認定書の交付について第1
重要有形民俗文化財	指定書	法78条
重要無形民俗文化財	指定証書	重要無形民俗文化財の指定証書の交付について第1
登録有形民俗文化財	登録証	法90条
特別史跡名勝天然記念物 史跡名勝天然記念物	なし	（官報告示と通知のみ）
登録記念物	なし	（官報告示と通知のみ）
重要文化的景観	なし	（官報告示と通知のみ）
重要伝統的建造物群保存地区	なし	（官報告示と通知のみ）
選定保存技術	認定書	選定保存技術の保持者又は保存団体に対する認定書の交付について第1
記録作成等を講ずべき無形文化財	なし	（官報告示と通知のみ）
記録作成等を講ずべき無形民俗文化財	なし	（官報告示と通知のみ）

(5) 文化財保護の各手続き

文化財保護における各手続きは、次のとおりである。

イ 国宝、重要文化財

No	事項	手続	期限	根拠法令等	参考様式
1	管理責任者の選任・解任	届出	20日以内	○文化財保護法(以下「法」という。)第31条第3項 ○国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則(この表で以下「規則」という。)第1・2条	1・2
2	所有者の変更	届出	20日以内	○法第32条第1項 ○規則第3条	3
3	管理責任者の変更	届出	20日以内	○法第32条第2項 ○規則第4条	4
4	所有者・管理責任者の氏名、名称、住所等の変更	届出	20日以内	○法第32条第3項 ○規則第5条	5
5	滅失、き損、亡失、盗難	届出	10日以内	○法第33条 ○規則第6条	6
6	所在の場所の変更	届出	20日前	○法第34条 ○規則第7・8条	7
7	現状変更等	申請 終了報告	遅滞なく	○法第43条第1項 ○国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則第1・2・7条	8・9
8	修理	届出 終了報告	30日前 遅滞なく	○法第43条の2第1項 ○国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第1・2・3条	10・11
9	輸出	申請 終了報告	遅滞なく	○法第44条但書 ○国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則第3・4条	12
10	有償譲渡	申出		○法第46条第1項 ○国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財売渡申出書に関する規則第1・2条	13
11	技術的指導	申請		○法第47条第4項 ○国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則第1条	14
12	文化庁の行う公開への出品	申出		○法第48条第5項 ○国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品及び公開に関する規則第1条	15
13	所有者・管理団体以外の者による公開	申請	公開日の20日前	○法第53条第1項 ○国宝、重要文化財の公開について(S34. 6. 2 文委美第24号)	16
14	公開承認施設における公開	届出	公開終了後20日以内	○法第53条第1項但書・第2項 ○国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品及び公開に関する規則第5条	17
15	指定書再交付	申請		○法第28条第3項 ○国宝又は重要文化財指定書規則第5条	18

ロ 登録有形文化財

No	事項	手続	期限	根拠法令等	参考様式
1	管理責任者の選任・解任	届出	20日以内	○法第60条第2・4項 ○登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則(この表で以下「規則」という。)第5・6条	19・20
2	所有者の変更	届出	20日以内	○法第60条第4項 ○規則第7条	21
3	管理責任者の変更	届出	20日以内	○法第60条第4項 ○規則第8条	22
4	所有者・管理責任者の氏名、名称、住所の変更	届出	20日以内	○法第60条第4項 ○規則第9条	23
5	滅失、き損、亡失、盗難	届出	10日以内	○法第61条 ○規則第10条	24
6	所在の場所の変更	届出	20日前	○法第62条 ○規則第11条	25
7	現状変更等	届出	30日前	○法第64条第1項 ○規則第14・15条	26
9	輸出	届出	30日前	○法第65条第2項 ○規則第18・19条	27
10	技術的指導	申請		○法第66条 ○規則第21条	28
11	登録証再交付	申請		○法第58条第3項 ○規則第4条 ○登録有形文化財(建造物)の手続きについて(事務担当連絡会資料)	29
12	登録原簿登録に関する意見聴取	意見		○法57条第2項 ○文化財登録制度広報用資料の送付について(事務連絡) ○登録有形文化財(建造物)の手続きについて(事務担当連絡会資料)	30~33

ハ 重要無形文化財

No	事項	手続	期限	根拠法令等	参考様式
1	保持者の氏名・住所の変更, 死亡等, 保持団体の名称・所在地・代表者の変更, 構成員の異動, 解散	届出	20日以内	○法第73条 ○重要無形文化財又は選定保存技術の保持者等の氏名変更等の届出に関する規則第1・2・3条 ○重要無形文化財の保持者又は保持団体に対する認定書の交付について(文部大臣裁定)第5	34~39
2	重要無形文化財認定書再交付	申請		○法第71条2項 ○重要無形文化財の保持者又は保持団体に対する認定書の交付について(文部大臣裁定)第5	40

ニ 重要有形民俗文化財, 重要無形民俗文化財

No	事項	手続	期限	根拠法令等	参考様式
1	管理責任者の選任・解任	届出	20日以内	○法第80条 ○国宝, 重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則(この表で以下「規則」という。)第1・2条	41・42
2	所有者の変更	届出	20日以内	○法第80条 ○規則第3条	43
3	管理責任者の変更	届出	20日以内	○法第80条 ○規則第4条	44
4	所有者・管理責任者の氏名, 名称, 住所の変更	届出	20日以内	○法第80条 ○規則第5条	45
5	滅失, き損, 亡失, 盗難	届出	10日以内	○法第80条 ○規則第6条	46
6	所在の場所の変更	届出	20日前	○法第80条 ○規則第7条	47
7	現状変更	届出 終了報告	20日前 遅滞なく	○法第81条第1項 ○重要有形民俗文化財の現状変更等及び公開の届出等に関する規則第1・7条	48・49
8	輸出	申請 終了報告	 遅滞なく	○法第82条 ○国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則第5・6条	50
9	有償譲渡	申出		○法第83条 ○国宝, 重要文化財又は重要有形民俗文化財売渡申出書に関する規則第1条	51
10	技術的指導	申請		○法第83条 ○国宝, 重要文化財等の管理, 修理等に関する技術的指導に関する規則第1条	52
11	所有者等以外の者による公開	届出	公開日の30日前	○法第84条第1項 ○重要有形民俗文化財の現状変更等及び公開の届出等に関する規則第6条	53
12	公開事前届出免除施設における公開	届出	公開終了後20日以内	○法第84条第1項但書 ○重要有形民俗文化財の現状変更等及び公開の届出等に関する規則第7条	54
13	重要有形民俗文化財指定書及び附書再交付	申請		○法第78条第2項 ○重要有形民俗文化財指定書規則第5条	55
14	重要無形民俗文化財指定証書再交付	申請		○法第78条第2項 ○重要無形民俗文化財の指定証書の交付について第5	56・57

ホ 登録有形民俗文化財

No	事項	手続	期限	根拠法令等	参考様式
1	管理責任者の選任・解任	届出	20日以内	○法第90条第3項 ○登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則(この表で以下「規則」という。)5・6条	58・59
2	所有者の変更	届出	20日以内	○法第90条第3項 ○規則第7条	60
3	管理責任者の変更	届出	20日以内	○法第90条第3項 ○規則第8条	61
4	所有者・管理責任者の氏名, 名称, 住所の変更	届出	20日以内	○法第90条第3項 ○規則第9条	62
5	滅失, き損, 亡失, 盗難	届出	10日以内	○法第90条第3項 ○規則第10条	63
6	所在の場所の変更	届出	20日前	○法第90条第3項 ○規則第11条	64
7	現状変更等	届出	20日前	○法第90条第3項 ○規則第14~16条	65
8	輸出	届出	20日前	○法第90条第3項 ○規則第18条	66
9	技術的指導			○法第90条第3項 ○規則第20条	67
10	登録証再交付	申請		○法第90条第3項 ○規則第4条	68

へ 特別史跡名勝天然記念物，史跡名勝天然記念物

No	事項	手続	期限	根拠法令等	参考様式
1	指定地域内の所在・地番・地籍の異動	届出	30日以内	○法第115条第2項 ○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則(この表で以下「規則」という。)第7条	69
2	技術的指導	申請		○法第118・120条 ○国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則第1条	70
3	管理責任者の選任・解任	届出	20日以内	○法第119条第2項 ○規則第1・2条	71・72
4	所有者の変更	届出	20日以内	○法第120条 ○規則第3条	73
5	管理責任者の変更	届出	20日以内	○法第120条 ○規則第4条	74
6	所有者・管理責任者の氏名、名称、住所の変更	届出	20日以内	○法第120条 ○規則第5条	75
7	滅失、き損、亡失、盗難	届出	10日以内	○法第120条 ○規則第6条	76
8	現状変更等	申請		○法第125条第1項 ○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第1～3条 ○記念物に係る現状変更の事務処理方法の変更について (H23. 4. 1 23財記念第5号)	77・78
	現状変更等の期間変更又は計画変更, 包括的な許可の現状変更計画	申請	遅滞なく		
9	復旧	届出	30日前	○法第127条第1項 ○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則第1～3条	82・83
		報告	遅滞なく		

●地域を定めない天然記念物について

天然記念物には、地域を定めない天然記念物として様々な野生動物が指定されており、このうち宮城県内では、カモシカ、イヌワシ、ヒシクイ、マガン等が確認されている。これら野生動物は、文化財保護法のほか、いわゆる鳥獣保護法や種の保存法による規制がかかるものも含まれており、対応の際に注意を要する。

a 死亡個体

市町村教育委員会は、現地にて死亡個体の記録を取った上で、死体の処理を行う。伝染病が疑われる場合は、所管する県地方振興事務所（家畜保健衛生所）に連絡の上、指示を受けること。その後、県文化財保護課あてに滅失届を提出。

b 傷病鳥獣

一時的な保護であれば、文化財保護法上の「維持の措置」に該当し現状変更許可不要。保護の際は県自然保護課（各地方振興事務所）が主体的に対応する（「宮城県傷病野生鳥獣救護ガイドライン」より。）。後の治療・看護についても、県自然保護課に相談。

なお、長期間の看護*が必要な場合や野生復帰が困難な場合は、上記「維持の措置」には該当しないため、追って現状変更申請書を提出する。

*具体的な期間に定めはない。事前に県文化財保護課に相談すること。

c 市街地等で発見した場合

事故の危険性が高いなど、緊急の場合には現状変更許可不要。警察と連携の上、市町村の関係課が追い払いや捕獲を行う。傷病の場合と同様に、県地方振興事務所に協力を要請するが、鳥獣保護法においては傷病鳥獣以外を救護対象としていないため、県地方振興事務所では対応できない場合もある。

d その他

特別天然記念物カモシカについては、別途取扱い通知を发出済みであり、そちらを参考に対応すること。

ト 登録記念物

No	事項	手続	期限	根拠法令等	参考様式
1	管理責任者の選任・解任	届出	20日以内	○法第133条 ○登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則(この表で以下「規則」という。)第8・9条	84・85
2	所有者の変更	届出	20日以内	○法第133条 ○規則第10条	86
3	管理責任者の変更	届出	20日以内	○法第133条 ○規則第11条	87
4	所有者・管理責任者の氏名, 名称, 住所の変更	届出	20日以内	○法第133条 ○規則第12条	88
5	滅失, き損, 亡失, 盗難	届出	10日以内	○法第133条 ○規則第13条	89
6	土地所在等の異動	届出	30日以内	○法第133条 ○規則第14条	90
7	現状変更等	届出	20日前	○法第133条 ○規則第16・17条	91
8	技術的指導			○法第133条 ○規則第21条	92

チ 重要文化的景観

No	事項	手続	期限	根拠法令等	参考様式
1	滅失, き損	届出	10日以内	○法第136条 ○重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則(この表で以下「規則」という。)第3条	93
2	現状変更等	届出	30日以内	○法第139条第1項 ○規則第5条	94
3	選定	申出		○法第134条第1項 ○規則第2条	95

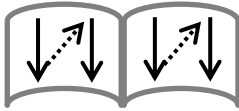
リ 重要伝統的建造物群保存地区

No	事項	手続	期限	根拠法令等	参考様式
1	保存地区に関する条例の制定・改廃	報告	20日以内	○法第143条第4項 ○伝統的建造物群保存地区に関する条例の制定等の場合の報告に関する規則第1条	96
2	保存地区の決定, 取消し	報告	30日以内	○法第143条第4項 ○伝統的建造物群保存地区に関する条例の制定等の場合の報告に関する規則第2条	97・98
3	選定	申出		○法第144条第1項 ○重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出に関する規則第1条	99

ヌ 選定保存技術

No	事項	手続	期限	根拠法令等	参考様式
1	保持者の氏名・住所の変更, 死亡等, 保持団体の名称・所在地・代表者の変更, 構成員の異動, 解散	届出	20日以内	○法第149条 ○重要無形文化財又は選定保存技術の保持者等の氏名変更等の届出に関する規則第1・2・3条 ○選定保存技術の保持者又は保存団体に対する認定書の交付について第5	100～ 105
2	選定保存技術認定書再交付	申請		○法第147条第2・4項 ○選定保存技術の保持者又は保存団体に対する認定書の交付について第5	106

参考様式



読み方

No. 1

文化庁長官 殿

文 書 番 号
年 月 日

住 所
氏 名 印

国宝(重要文化財)管理責任者選任届

下記のとおり、国宝(重要文化財)の管理責任者を選任したので、文化財保護法第31条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 国宝(重要文化財)の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝(重要文化財)の指定書記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 管理責任者の職業及び年齢
- 7 選任の年月日
- 8 選任の事由
- 9 その他参考となるべき事項

No. 2

文化庁長官 殿

文 書 番 号
年 月 日

住 所
氏 名 印

国宝(重要文化財)管理責任者解任届

下記のとおり、国宝(重要文化財)の管理責任者を解任したので、文化財保護法第31条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 国宝(重要文化財)の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝(重要文化財)の指定書記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 解任の年月日
- 7 解任の事由
- 8 新管理責任者の選任に関する見込その他参考となるべき事項

No. 3

文化庁長官 殿

文 書 番 号
年 月 日

住 所
氏 名 印

国宝(重要文化財)所有者変更届

下記のとおり、国宝(重要文化財)の所有者を変更したので、文化財保護法第32条第1項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

記

- 1 国宝(重要文化財)の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝(重要文化財)の指定書記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
- 4 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 6 変更の年月日
- 7 変更の事由
- 8 その他参考となるべき事項
(添付書類)
所有権の移転を証明する書類
指定書

No. 4

文化庁長官 殿

文 書 番 号
年 月 日

住 所
氏 名 印

国宝(重要文化財)管理責任者変更届

下記のとおり、国宝(重要文化財)の管理責任者を変更したので、文化財保護法第32条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 国宝(重要文化財)の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝(重要文化財)の指定書記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 旧管理責任者の氏名及び住所
- 6 新管理責任者の氏名及び住所
- 7 新管理責任者の職業及び年齢
- 8 変更の年月日
- 9 変更の事由
- 10 その他参考となるべき事項

No. 5

文化庁長官 殿

文 書 番 号
年 月 日

住 所
氏 名 印

国宝(重要文化財)所有者(管理責任者)氏名等変更届

下記のとおり、国宝(重要文化財)の所有者(管理責任者)の氏名(名称、住所)を変更したので、文化財保護法第32条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 国宝(重要文化財)の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝(重要文化財)の指定書記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
- 4 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 5 変更後の氏名若しくは名称又は住所

- 6 変更の年月日
7 その他参考となるべき事項
(添付書類)
所有者氏名等変更の場合は指定書

No. 6

文 書 番 号
年 月 日
文化庁長官 殿
住 所
氏 名 印

国宝(重要文化財)滅失、き損等届

下記のとおり、国宝(重要文化財)が滅失(き損し、亡失し、盗難され)たので、文化財保護法第33条の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

記

- 1 国宝(重要文化財)の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝(重要文化財)の指定書記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 滅失、き損等の事実の生じた日時及び場所
- 8 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 9 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 10 滅失、き損等の事実を知った日
- 11 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他の参考となるべき事項
(添付書類)
き損の場合は、写真又は見取図その他き損の状態を示す書類
所有者氏名等変更の場合は指定書

No. 7

文 書 番 号
年 月 日
文化庁長官 殿
住 所
氏 名 印

国宝(重要文化財)所在場所変更届

下記のとおり、国宝(重要文化財)の所在の場所を変更したいので、文化財保護法第34条の規定により届け出ます。

記

- 1 国宝(重要文化財)の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理責任者がある場合は、その名称及び住所
- 5 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 6 現在の所在の場所
(指定書記載の所在の場所と異なる場合は、指定書記載の所在の場所を併記する。)
- 7 変更後の所在の場所
- 8 変更しようとする年月日
- 9 変更しようとする事由
- 10 現在の所在の場所又は現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なる場合において、当該指定書

- 記載の場所に復することが明らかな場合、その旨及び時期
11 その他参考となるべき事項

No. 8

文 書 番 号
年 月 日
文化庁長官 殿
住 所
氏 名 印

国宝(重要文化財)現状変更等許可申請

下記のとおり、国宝(重要文化財)の現状変更等をしたので、文化財保護法第43条第1項の規定により、関係図書を添えて申請します。

記

- 1 国宝(重要文化財)の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝(重要文化財)の指定書記載の所在の場所
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 8 現状変更等を必要とする理由
- 9 現状変更等の内容及び実施の方法
- 10 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
- 11 現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 12 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 13 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 14 その他の参考となるべき事項
(添付書類)
(1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図
(2) 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
(3) 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
(4) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
(5) 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の承諾書
(6) 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の承諾書

No. 9

文 書 番 号
年 月 日
文化庁長官 殿
住 所
氏 名 印

国宝(重要文化財)現状変更等終了報告

平成〇年〇月〇日付け第〇〇〇号で許可された現状変更等を平成 年 月 日に終了したので、国宝又は重要文化財の現状変更等の許可申請等に関する規則第7条の規定により、関係図書を添えて報告します。

(添付書類)

現状変更等の結果を示す写真又は見取図

No. 10

文化庁長官 殿
 文 書 番 号
 年 月 日
 住 所
 氏 名 印

国宝(重要文化財)修理届

下記のとおり、国宝(重要文化財)を修理したいので、文化財保護法第43条の2第1項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

記

- 1 国宝(重要文化財)の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝(重要文化財)の指定書記載の所在の場所
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 修理を必要とする理由
- 8 修理の内容及び方法
- 9 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
- 10 修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 11 修理の着手及び終了の予定時期
- 12 修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 13 その他参考となるべき事項
 (添付書類)
 (1) 設計仕様書
 (2) 修理しようとする箇所の写真又は見取図
 (3) 修理をしようとする者が管理団体であるときは所有者及び権原に基づく占有者の意見書

No. 11

文化庁長官 殿
 文 書 番 号
 年 月 日
 住 所
 氏 名 印

国宝(重要文化財)修理終了報告

平成〇年〇月〇日付け(文書番号)で届け出た修理を平成〇年〇月〇日に終了したので、国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第3条の規定により、関係図書を添えて報告します。

(添付書類)

修理の結果を示す写真又は見取図

No. 12

文化庁長官 殿
 文 書 番 号
 年 月 日
 住 所
 氏 名 印

国宝(重要文化財)輸出許可申請

下記のとおり、国宝(重要文化財)を輸出したいので、文化財保護法第44条但書の規定により、関係図書を添えて申請します。

記

- 1 国宝(重要文化財)の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 管理団体がある場合は、その名称及び住所並びに代表者の氏名
- 4 許可申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 5 輸出を必要とする理由
- 6 輸出の時期又は期間
- 7 輸出における輸送方法
- 8 輸出後の展覧会等の主催者、名称、会場及び会期
- 9 輸出後の展覧会等における管理方法
- 10 輸出及び展覧会等における保険に関する事項
- 11 輸出後の展覧会等における警備方法
- 12 その他参考となるべき事項
 (添付書類)
 (1) 国宝又は重要文化財の写真
 (2) 輸出後の展覧会等の概要及び会場図面
 (3) 輸出後の展覧会等の主催者との協定書
 (4) 輸出を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
 (5) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 (6) 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の承諾書
 (7) その他参考となるべき資料

No. 13

文化庁長官 殿
 文 書 番 号
 年 月 日
 住 所
 氏 名 印

国宝(重要文化財)売渡申出

下記のとおり、国宝(重要文化財)を売渡したいので、文化財保護法第46条第1項の規定により、関係図書を添えて申し出ます。

記

- 1 国宝(重要文化財)名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝(重要文化財)の指定書記載の所在の場所
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者を定めてある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 6 譲渡の相手方の氏名又は名称及び住所
- 7 予定対価の額
 (予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準とした金銭に見積もった額)
- 8 その他参考となるべき事項
 註 相手方に対して譲り渡したい事情がある場合は記載する。

No. 14

文化庁長官 殿
 文 書 番 号
 年 月 日
 住 所
 氏 名 印

国宝(重要文化財)技術的指導願

下記のとおり、国宝(重要文化財)の管理又は修理に関し技術的指導を受けたいので、文化財保護法第47条第4項の規定により、関係図書を添えて申請します。

- 記
- 1 国宝(重要文化財)の名称及び員数
 - 2 指定年月日及び指定書の記号番号
 - 3 国宝(重要文化財)の指定書記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
 - 4 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 6 管理団体がある場合は、その名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 7 技術的指導を必要とする理由
 - 8 その他参考となるべき事項
- (添付資料)
- (1) 管理につき技術的指導を求める場合は、管理計画の概要
 - (2) 修理につき技術的指導を求める場合は、その設計仕様書又は計画書
 - (3) 現状の写真又は図面

No. 15

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

国宝(重要文化財)出品申出

下記のとおり、国宝(重要文化財)を出品いたしたいので、文化財保護法第48条第5項の規定により、関係図書を添えて申し出ます。

- 記
- 1 国宝(重要文化財)の名称及び員数
 - 2 指定年月日及び指定書の記号番号
 - 3 所在の場所
 - 4 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 5 管理責任者を定めてある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 6 出品の場所として希望する施設
 - 7 出品の期間
 - 8 荷造及び運送の方法
 - 9 その他参考となる事項

No. 16

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

申請者
所在地
主催者
代表責任者 印

国宝(重要文化財)公開許可申請

このたび下記により、国宝(重要文化財)の公開をいたしたく、文化財保護法第53条第1項の規定により、関係図書を添えて申請します。

- 記
- 1 展覧会の名称
 - 2 展覧会の趣旨
 - 3 主催
 - 4 後援
 - 5 公開の期間

- 6 公開の場所
 - 7 公開品目
 - 8 入場料
 - 9 陳列、撤回の技術指導者
 - 10 保管責任者
 - 11 輸送方法
(添付資料)
- (1) 所轄消防署意見書
 - (2) 会場図面
 - (3) 所有者出品承諾書
 - (4) 昼夜間警備状況および非常時における退避計画
 - (5) 全出品リスト
- 註 各都道府県の教育委員会を経由の上、公開の20日前までに文化庁に到着するよう提出すること。

No. 17

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

国宝(重要文化財)公開届

このたび下記のとおり、国宝(重要文化財)の公開をしたので、文化財保護法第53条第2項の規定により届け出ます。

- 記
- 1 国宝(重要文化財)の名称及び員数
 - 2 指定年月日及び指定書の記号番号
 - 3 所在の場所
 - 4 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 5 管理責任者を定めてある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 6 文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設の名称及び所在地並びに当該施設が文化庁長官の承認を受けた年月日
 - 7 展覧会その他催しの名称及び主催者の氏名
 - 8 公開の期間
 - 9 公開の期間中における管理の状況
 - 10 その他参考となるべき事項

No. 18

文 書 番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

住 所
氏名又は名称 印

国宝(重要文化財)指定書再交付申請

下記のとおり、国宝(重要文化財)の指定書を亡失し(盗み取られ、滅失し、破損し)たので、国宝又は重要文化財指定書規則第5条の規定により、再交付されるよう申請します。

- 記
- 1 国宝(重要文化財)の名称及び員数
 - 2 指定年月日及び指定書の記号番号
 - 3 亡失等の事実を知った年月日
 - 4 亡失等の状況
 - 5 その他参考となる事項
- (添付書類)
- 亡失等の事実を証明するに足る書類又は破損した指定書

No. 19

文化庁長官 殿

文 書 番 号
年 月 日

住 所
氏 名 印

登録有形文化財管理責任者選任届

下記のとおり、登録有形文化財の管理責任者を選任したので、文化財保護法第60条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 登録有形文化財の名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 登録証記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 選任の年月日
- 7 選任の事由
- 8 その他参考となるべき事項

No. 20

文化庁長官 殿

文 書 番 号
年 月 日

住 所
氏 名 印

登録有形文化財管理責任者解任届

下記のとおり、登録有形文化財の管理責任者を解任したので、文化財保護法第60条第4項において準用する法第31条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 登録有形文化財の名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 解任の年月日
- 7 解任の事由
- 8 新管理責任者選任者の選任に関する見込その他参考となるべき事項

No. 21

文化庁長官 殿

文 書 番 号
年 月 日

住 所
氏 名 印

登録有形文化財所有者変更届

下記のとおり、登録有形文化財の所有者を変更したので、文化財保護法第60条第4項において準用する法第32条第1項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

記

- 1 登録有形文化財の名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所

(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)

- 4 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 6 変更の年月日
- 7 変更の事由
- 8 その他参考となるべき事項
(添付書類)
所有者の移転を証明する書類

No. 22

文化庁長官 殿

文 書 番 号
年 月 日

住 所
氏 名 印

登録有形文化財管理責任者変更届

下記のとおり、登録有形文化財の管理責任者を変更したので、文化財保護法第60条第4項において準用する法第32条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 登録有形文化財の名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 旧管理責任者の氏名及び住所
- 6 新管理責任者の氏名及び住所
- 7 変更の年月日
- 8 変更の事由
- 9 その他参考となるべき事項

No. 23

文化庁長官 殿

文 書 番 号
年 月 日

住 所
氏 名 印

登録有形文化財所有者(管理責任者)氏名等変更届

下記のとおり、登録有形文化財の所有者(管理責任者)の氏名(名称、住所)を変更したので、文化財保護法第60条第4項において準用する法第32条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 登録有形文化財の名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 登録有形文化財登録証記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
- 4 変更前の氏名又は名称及び住所
- 5 変更後の氏名又は名称及び住所
- 6 変更の年月日
- 7 その他参考となるべき事項

No. 24

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

登録有形文化財滅失、き損等届

下記のとおり、登録有形文化財が滅失(き損し、亡失し、盗難され)たので、文化財保護法第61条の規定により届け出ます。

記

- 1 登録有形文化財の名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 滅失、き損等の事実の生じた日時及び場所
- 8 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 9 滅失、き損等の事実を知った日
- 10 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他の参考となるべき事項

No. 25

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

登録有形文化財所在場所変更届

下記のとおり、登録有形文化財の所在の場所を変更したいので、文化財保護法第62条の規定により届け出ます。

記

- 1 登録有形文化財の名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 5 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 6 現在の所在の場所
(登録証記載の所在の場所と異なる場合は、登録証記載の場所を併記する。)
- 7 変更後の所在の場所
- 8 変更しようとする年月日
- 9 変更しようとする事由
- 10 現在の所在の場所に復すること又は現在の所在の場所が登録証記載の所在の場所と異なる場合において当該登録証記載の場所に復することが明らかな場合は、その旨及び時期
- 11 その他参考となるべき事項

No. 26

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

登録有形文化財現状変更届

下記のとおり、登録有形文化財の現状変更をしたいので、文化財保護法第64条第1項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

記

- 1 登録有形文化財の名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 8 現状変更を必要とする理由
- 9 現状変更の内容及び実施の方法
- 10 登録有形文化財が建造物である場合において、移築を行うときは、移築後の所在の場所
- 11 登録有形文化財が建造物以外のものである場合において、現状変更のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 12 現状変更の着手及び終了の予定時期
- 13 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 14 その他参考となるべき事項
(添付書類)
(1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図
(2) 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
(3) 届出物が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書
(4) 管理責任者がある場合において、届出者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
(5) 管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

No. 27

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

登録有形文化財輸出届

下記のとおり、登録有形文化財を輸出したいので、文化財保護法第65条第1項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

記

- 1 登録有形文化財の名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 4 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 5 輸出を必要とする理由
- 6 輸出の時期又は期間

- 7 輸出における輸送方法
8 その他参考となるべき事項
(添付書類)

- (1) 登録有形文化財の写真
- (2) 登録有形文化財の写真輸出を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- (3) 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- (4) 管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の承諾書
- (5) その他参考となるべき資料

No. 28

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

登録有形文化財技術的指導願

下記のとおり、登録有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を受けたいので、文化財保護法第66条の規定により申請します。

記

- 1 登録有形文化財の名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 7 技術的指導を必要とする理由
- 8 その他の参考となるべき事項

No. 29

文 書 番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

住 所
氏名又は名称 印

登録有形文化財登録証再交付申請

下記のとおり、登録有形文化財の登録証を亡失し(盗み取られ、滅失し、破損し)たので、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則第4条の規定により、再交付されるよう申請します。

記

- 1 登録有形文化財の名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録証の登録番号
- 3 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
- 4 亡失等の事実を知った年月日
- 5 登録証再交付理由
登録有形文化財「〇〇〇」登録証×枚(登録番号00-0000~0000)を紛失したため(別紙亡失等理由書のとおり)
- 6 その他参考となる事項
(添付書類)
紛失理由書(亡失等の事実を証明するに足りる書類)

破損した登録証

No. 30

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

市町村教育委員会
教育長 印

文化財登録原簿への登録の手続きについて(意見)

下記の建造物について、文化財保護法第57条に規定する文化財登録原簿への登録手続を執ることを、同法第189条の規定によりお願い申し上げます。

記

- 1 名称
- 2 員数
- 3 所在の場所
- 4 構造及び形式並びに大きさ
- 5 所有者の氏名又は名称
- 6 所有者の住所
- 7 建築年代、大規模な改修及び増築年代
- 8 備考(他分野の指定・登録等の保護措置の有無)

No. 31

所 見

□□村の◇◇◇地区は、江戸時代後期から昭和初年にかけて、〇〇業で栄えた集落である。

〇〇〇家住宅主家は、◇◇◇地区の中央部に位置する町家で、色付の漆喰壁やなまこ壁を用いた外観に特徴がある。建設年代は、同家に残された棟札により明治〇〇年に建設されたことが明らかで、◇◇◇地区が〇〇業で最も繁栄した時代に建設された建物である。色付の漆喰壁やなまこ壁を用いることは、◇◇◇地区の町並に残る町家に数多くみられる形式だが、〇〇〇家住宅主屋の外観は、窓周りに装飾を用いるなどとくにその意匠が優れている。

以上のように〇〇〇家住宅主屋は、その建設年代や意匠からみて、◇◇◇地区の町並を代表する建造物のひとつとすることができる。このため、登録有形文化財登録基準(平成8年文部省告示第152号)の「二 造形の規範となっているもの」に該当するものと考えられる。

なお、その価値は、□□村史編纂時に行った調査や〇〇県で行った民家調査(※参考資料として調査のコピーを添付)においても認められる。

(所見記入者の氏名又は名称)

例えば、□□村文化財保護審議会又は学識経験者等の氏名を記入する

No. 32

同 意 書

年 月 日

文化庁長官 殿

所有者住所
所有者氏名又は名称 印

私の所有する下記の建造物について、文化財保護法第57条に規定する文化財登録原簿への登録手続を執ることにについては差し支えありません。

記

- 1 名称
- 2 員数
- 3 所在の場所
- 4 構造及び形式並びに大きさ
- 5 建築年代，大規模な改修及び増築年代
- 6 備考（他分野の指定・登録等の保護措置の有無）

No. 33

文 書 番 号
年 月 日

文化庁文化財部長 殿

市町村教育委員会
教育長 印

文化財登録原簿への登録の手続きについて(回答)

下記の文化財について，文化財保護法第57条第2項の規定により照会のあった標記の件に関しては，異存ありません。

記

- 1 名称
- 2 員数
- 3 所在の場所
- 4 構造及び形式並びに大きさ
- 5 所有者の氏名又は名称
- 6 所有者の住所
- 7 建築年代，大規模な改修及び増築年代
- 8 備考（他分野の指定・登録等の保護措置の有無）

No. 34（保持者の氏名，芸名，雅号等又は住所の変更）

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

重要無形文化財保持者氏名等変更届

下記のとおり，重要無形文化財保持者の氏名等を変更したので，文化財保護法第73条の規定により届け出ます。

記

- 1 重要無形文化財の名称
- 2 認定年月日
- 3 変更前の氏名，芸名，雅号等又は住所
- 4 変更後の氏名，芸名，雅号等又は住所
- 5 変更の年月日
- 6 その他参考となるべき事項
(添付書類)
氏名，芸名，雅号等を変更したときは認定書を添付

No. 35（保持者が心身の故障を生じたとき）

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

重要無形文化財保持者氏名変更等届

下記のとおり，重要無形文化財保持者に心身の故障が生じたので，文化財保護法第73条の規定により届け出ます。

記

- 1 重要無形文化財の名称

- 2 認定年月日
- 3 心身の故障の生じた年月日
- 4 心身故障の状況
- 5 変更の年月日
- 6 その他参考となるべき事項

No. 36（保持者が死亡したとき）

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

重要無形文化財保持者氏名変更等届

下記のとおり，重要無形文化財保持者が死亡したので，文化財保護法第73条の規定により届け出ます。

記

- 1 重要無形文化財の名称
- 2 認定年月日
- 3 死亡の年月日
- 4 死亡の理由
- 5 その他参考となるべき事項

No. 37（保持団体の名称又は事務所所在地の変更）

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

重要無形文化財保持団体名称変更等届

下記のとおり，重要無形文化財保持団体の名称等を変更したので，文化財保護法第73条の規定により届け出ます。

記

- 1 重要無形文化財の名称
- 2 認定年月日
- 3 変更前の名称又は事務所の所在地
- 4 変更後の名称又は事務所の所在地
- 5 変更の年月日
- 6 その他参考となるべき事項

No. 38（保持団体の代表者の変更又は構成員の異動）

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

重要無形文化財保持団体名称変更等届

下記のとおり，重要無形文化財保持団体の代表者を変更(構成員を異動)したので，文化財保護法第73条の規定により届け出ます。

記

- 1 重要無形文化財の名称
- 2 認定年月日
- 3 保持団体の名称又は事務所の所在地
- 4 旧代表者又は旧構成員の氏名及び住所
- 5 新代表者又は新構成員の氏名及び住所
- 6 新代表者又は新構成員の生年月日及び経歴
- 7 変更又は異動の年月日

- 8 変更又は異動の理由
- 9 その他参考となるべき事項

No. 39 (保持団体の解散)

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

重要無形文化財保持団体名称変更等届

下記のとおり、重要無形文化財保持団体を解散したので、文化財保護法第73条の規定により届け出ます。

記

- 1 重要無形文化財の名称
- 2 認定年月日
- 3 保持団体の名称又は事務所の所在地
- 4 解散の年月日
- 5 解散の理由
- 6 その他参考となるべき事項

No. 40

文 書 番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

住 所
氏名又は名称 印

重要無形文化財認定書再交付申請

下記のとおり、重要無形文化財の認定書を亡失し(盗み取られ、滅失し、破損し)たので、重要無形文化財の保持者又は保持団体に対する認定書の交付について(昭和44年3月19日文部大臣裁定)第5の規定により、再交付されるよう申請します。

記

- 1 重要無形文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 亡失等の事実を知った年月日
- 4 亡失等の状況
- 5 その他参考となる事項

(添付書類)

亡失等の事実を証明するに足りる書類又は破損した認定書

No. 41

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

重要有形民俗文化財管理責任者選任届

下記のとおり、重要有形民俗文化財の管理責任者を選任したので、文化財保護法第80条において準用する法第31条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 重要有形民俗文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 重要有形民俗文化財の指定書記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)

- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 管理責任者の職業及び年齢
- 7 選任の年月日
- 8 選任の事由
- 9 その他参考となるべき事項

No. 42

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

重要有形民俗文化財管理責任者解任届

下記のとおり、重要有形民俗文化財の管理責任者を解任したので、文化財保護法第80条において準用する法第31条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 重要有形民俗文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 重要有形民俗文化財の指定書記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 解任の年月日
- 7 解任の事由
- 8 新管理責任者選任者の選任に関する見込その他参考となるべき事項

No. 43

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

重要有形民俗文化財所有者変更届

下記のとおり、重要有形民俗文化財の所有者を変更したので、文化財保護法第80条において準用する法第32条第1項の規定により、関係函書を添えて届け出ます。

記

- 1 重要有形民俗文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 重要有形民俗文化財の指定書記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
- 4 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 6 変更の年月日
- 7 変更の事由
- 8 その他参考となる事項
(添付書類)
所有権の移転を証明する書類
指定書

No. 44

文化庁長官 殿

文 書 番 号
年 月 日

住 所
氏 名 印

重要有形民俗文化財管理責任者変更届

下記のとおり、重要有形民俗文化財の管理責任者を変更したので、文化財保護法第80条において準用する法第32条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 重要有形民俗文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 重要有形民俗文化財の指定書記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 旧管理責任者の氏名及び住所
- 6 新管理責任者の氏名及び住所
- 7 新管理責任者の職業及び年齢
- 8 変更の年月日
- 9 変更の事由
- 10 その他参考となるべき事項

No. 45

文化庁長官 殿

文 書 番 号
年 月 日

住 所
氏 名 印

重要有形民俗文化財所有者(管理責任者)氏名等変更届

下記のとおり、重要有形民俗文化財の所有者(管理責任者)の氏名(名称、住所)を変更したので、文化財保護法第80条において準用する法第32条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 重要有形民俗文化財の名称及び員数
 - 2 指定年月日及び指定書の記号番号
 - 3 重要有形民俗文化財の指定書記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
 - 4 変更前の氏名若しくは名称又は住所
 - 5 変更後の氏名若しくは名称又は住所
 - 6 変更の年月日
 - 7 その他参考となるべき事項
(添付書類)
- 所有者氏名等変更の場合は指定書

No. 46

文化庁長官 殿

文 書 番 号
年 月 日

住 所
氏 名 印

重要有形民俗文化財滅失、き損等届

下記のとおり、重要有形民俗文化財が滅失し(き損し、亡失し、盗難され)たので、文化財保護法第80条において準用する法第33条の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

記

- 1 重要有形民俗文化財の名称及び員数
 - 2 指定年月日及び指定書の記号番号
 - 3 重要有形民俗文化財の指定書記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
 - 4 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 7 滅失、き損等の事実の生じた日時及び場所
 - 8 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
 - 9 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
 - 10 滅失、き損等の事実を知った日
 - 11 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他の参考となるべき事項
(添付書類)
- き損の場合にあっては、写真又は見取図その他き損の状態を示す書類

No. 47

文化庁長官 殿

文 書 番 号
年 月 日

住 所
氏 名 印

重要有形民俗文化財所在の場所変更届

下記のとおり、重要有形民俗文化財の所在の場所を変更したいので文化財保護法第80条において準用する法第34条の規定により届け出ます。

記

- 1 重要有形民俗文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 5 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 6 現在の所在の場所
(指定書記載の所在の場所と異なる場合は、指定書記載の場所を併記する。)
- 7 変更後の所在の場所
- 8 変更しようとする年月日
- 9 変更しようとする事由
- 10 現在の所在の場所又は現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なる場合において、当該指定書記載の場所に復することが明らかな場合は、その旨及び時期
- 11 その他参考となるべき事項

No. 48

文化庁長官 殿

文 書 番 号
年 月 日

住 所
氏 名 印

重要有形民俗文化財現状変更等届

下記のとおり、重要有形民俗文化財の現状変更をしたので、文化財保護法第81条第1項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

記

- 1 重要有形民俗文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の番号

- 3 重要有形民俗文化財の指定書記載の所在の場所
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 8 現状変更等を必要とする理由
- 9 現状変更等の内容及び実施の方法
- 10 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
- 11 現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 12 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 13 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 14 その他の参考となるべき事項

(添付書類)

- (1) 現状変更等の設計仕様書、設計図又は計画書
- (2) 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
- (3) 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- (4) 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書
- (5) 管理責任者がある場合において、届出者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- (6) 管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見

No. 49

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

重要有形民俗文化財現状変更等終了報告

平成○年○月○日付け（文書番号）で届け出た現状変更等を平成○年○月○日に終了したので、重要有形民俗文化財の現状変更等の許可申請等に関する規則第7条の規定により、関係図書を添えて報告します。

(添付書類)

現状変更の結果を示す写真又は見取図

No. 50

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

重要有形民俗文化財輸出許可申請

下記のとおり、重要有形民俗文化財を輸出したいので、文化財保護法第82条の規定により、関係図書を添えて申請します。

記

- 1 重要有形民俗文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の番号
- 3 管理団体がある場合は、その名称及び住所並びに代表者の氏名
- 4 許可申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ

- つては、その代表者の氏名
- 5 輸出を必要とする理由
- 6 輸出の時期又は期間
- 7 仕向地並びに受取人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 8 輸出後における取扱いの予定の概要
- 9 その他参考となるべき事項

(添付書類)

- (1) 写真
- (2) 輸出を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- (3) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- (4) 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の承諾書
- (5) その他参考となるべき資料

No. 51

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

重要有形民俗文化財売渡申出

下記のとおり、重要有形民俗文化財を売渡したいので、文化財保護法第83条において準用する法第46条第1項の規定により、関係図書を添えて申し出ます。

記

- 1 重要有形民俗文化財の名称及び員数
 - 2 指定年月日及び指定書の記号番号
 - 3 重要有形民俗文化財の指定書記載の所在の場所
 - 4 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 5 管理責任者を定めてある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 6 譲渡の相手方の氏名又は名称及び住所
 - 7 予定対価の額
(予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準とした金銭に見積もった額)
 - 8 その他参考となるべき事項
- 註 相手方に対して譲り渡したい事情がある場合は記載する。

No. 52

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

重要有形民俗文化財技術的指導願

下記のとおり、重要有形民俗文化財の管理又は修理に関し技術的指導を受けたいので、文化財保護法第83条において準用する法第47条第4項の規定により、関係図書を添えて申請します。

記

- 1 重要有形民俗文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 重要有形民俗文化財の指定書記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

- 6 管理団体がある場合は、その名称及び住所並びに代表者の氏名
- 7 技術的指導を必要とする理由
- 8 その他参考となるべき事項
(添付資料)
 - (1) 管理につき技術的指導を求める場合は、管理計画の概要
 - (2) 修理につき技術的指導を求める場合は、その設計仕様書又は計画書
 - (3) 現状の写真又は図面

No. 53

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

重要有形民俗文化財公開届

下記のとおり、重要有形民俗文化財を公開したいので、文化財保護法第84条第1項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

記

- 1 重要有形民俗文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の番号
- 3 重要有形民俗文化財の指定書記載の所在の場所
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び住所並びに代表者の氏名
- 7 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 8 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
- 9 公開を行おうとする施設及びその所在地
- 10 公開の期間
- 11 公開の方法及び公開の期間中における管理の方法
- 12 その他参考となるべき事項
(添付資料)
 - (1) 公開を行おうとする施設及び陳列、防災等の設備の概要を示す図面又は写真
 - (2) 所有者の意見書及び管理責任者又は管理団体がある場合は、その者の意見書

No. 54

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

重要有形民俗文化財公開届

このたび下記のとおり、重要有形民俗文化財の公開をしたので、文化財保護法第84条第1項但書の規定により届け出ます。

記

- 1 重要有形民俗文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の番号
- 3 重要有形民俗文化財の指定書記載の所在の場所
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

- 6 文化庁長官から事前の届出の免除を受けた博物館その他の施設の名称及び所在地並びに当該施設が文化庁長官から事前の届出の免除を受けた年月日
- 7 展覧会その他の催しの名称及び主催者の氏名
- 8 公開の期間
- 9 公開の期間中における管理の状況
- 10 その他参考となるべき事項

No. 55

文 書 番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

住 所
氏名又は名称 印

重要有形民俗文化財指定書再交付申請

下記のとおり、重要有形民俗文化財の指定書(附書)を亡失し(盗み取られ、滅失し、破損し)たので、重要有形民俗文化財指定書規則第5条の規定により、再交付されるよう申請します。

記

- 1 重要有形民俗文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 亡失等の事実を知った年月日
- 4 亡失等の状況
- 5 その他参考となる事項
(添付書類)
亡失等の事実を証明するに足る書類又は破損した指定書等

No. 56 (亡失等の場合)

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

重要無形民俗文化財指定証書再交付申請

下記のとおり、重要無形民俗文化財の指定証書を亡失し(盗み取られ、滅失し、破損し)たので、重要無形民俗文化財の指定証書の交付について(昭和51年2月28日文化庁長官裁定)第5の規定により、再交付されるよう申請します。

記

- 1 重要無形民俗文化財の名称
- 2 指定年月日及び指定証書の記号番号
- 3 亡失等の事実を知った年月日
- 4 亡失等の状況
- 5 その他参考となる事項
(添付書類)
亡失等の事実を証明するに足る書類又は破損した指定書等

No. 57 (保護団体名称変更の場合)

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

重要無形民俗文化財指定証書再交付申請

下記のとおり、重要無形民俗文化財の保護団体の名称を変更したので、重要無形民俗文化財の指定証書の交付について(昭和51年2月28日文化庁長官裁定)第5の規定により、指定証書を再交付されるよう申請します。

記

- 1 重要無形民俗文化財の名称
- 2 指定年月日及び指定証書の記号番号
- 3 変更前の保護団体名称
- 4 変更後の保護団体名称
- 5 その他参考となる事項
(添付書類)

亡失等の事実を証明するに足りる書類又は破損した指定書等

No. 58

文化庁長官 殿
文 書 番 号
年 月 日
住 所
氏 名 印

登録有形民俗文化財管理責任者選任届

下記のとおり、登録有形民俗文化財の管理責任者を選任したので、文化財保護法第90条第3項において準用する法第60条第4項において準用する法第31条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 選任の年月日
- 7 選任の事由
- 8 その他参考となるべき事項

No. 59

文化庁長官 殿
文 書 番 号
年 月 日
住 所
氏 名 印

登録有形民俗文化財管理責任者解任届

下記のとおり、登録有形民俗文化財の管理責任者を解任したので、文化財保護法第90条第3項において準用する法第60条第4項において準用する法第31条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 解任の年月日
- 7 解任の事由
- 8 新管理責任者選任者の選任に関する見込その他参考となるべき事項

No. 60

文化庁長官 殿
文 書 番 号
年 月 日
住 所
氏 名 印

登録有形民俗文化財所有者変更届

下記のとおり、登録有形民俗文化財の所有者を変更したので、文化財保護法第90条第3項において準用する法第60条第4項において準用する法第32条第1項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

記

- 1 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
- 4 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 6 変更の年月日
- 7 変更の事由
- 8 その他参考となるべき事項
(添付書類)
所有者の移転を証明する書類

No. 61

文化庁長官 殿
文 書 番 号
年 月 日
住 所
氏 名 印

登録有形民俗文化財管理責任者変更届

下記のとおり、登録有形民俗文化財の管理責任者を変更したので、文化財保護法第90条第3項において準用する法第60条第4項において準用する法第32条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 6 新管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 7 変更の年月日
- 8 変更の事由
- 9 その他参考となるべき事項

No. 62

文化庁長官 殿
文 書 番 号
年 月 日
住 所
氏 名 印

登録有形民俗文化財所有者(管理責任者)氏名等変更届

下記のとおり、登録有形民俗文化財の所有者(管理責任者)の氏名(名称、住所)を変更したので、文化財保護法第90条第3項において準用する法第60条第4項におい

て準用する法第32条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
- 4 変更前の氏名又は名称及び住所
- 5 変更後の氏名又は名称及び住所
- 6 変更の年月日
- 7 その他参考となるべき事項

No. 63

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

登録有形民俗文化財滅失、き損等届

下記のとおり、登録有形民俗文化財が滅失(き損し、亡失し、盗難され)たので、文化財保護法第90条第3項において準用する法第61条の規定により届け出ます。

記

- 1 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 滅失、き損等の事実の生じた日時及び場所
- 8 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 9 滅失、き損等の事実を知った日
- 10 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他の参考となるべき事項

No. 64

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

登録有形民俗文化財の所在の場所変更届

下記のとおり、登録有形民俗文化財の所在の場所を変更したいので、文化財保護法第90条第3項において準用する法第62条の規定により届け出ます。

記

- 1 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理責任者がある場合は、その名称及び住所
- 5 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 6 現在の所在の場所
(登録証記載の所在の場所と異なる場合は、登録証記載の所在の場所を併記する)
- 7 変更後の所在の場所
- 8 変更しようとする年月日
- 9 変更しようとする事由
- 10 現在の所在の場所に復すること又は現在の所在の場

所が登録証記載の所在の場所と異なる場合において当該登録証記載の場所に復することが明らかな場合は、その旨及び時期

- 11 その他参考となるべき事項

No. 65

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

登録有形民俗文化財現状変更届

下記のとおり、登録有形民俗文化財の現状変更をしたいので、文化財保護法第90条第3項において準用する法第64条第1項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

記

- 1 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所
(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 8 現状変更を必要とする理由
- 9 現状変更の内容及び実施の方法
- 10 現状変更のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 11 現状変更の着手及び終了の予定時期
- 12 その他の参考となるべき事項
(添付書類)
(1) 現状変更等の設計仕様書、設計図又は計画書
(2) 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
(3) 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書
(4) 管理責任者がある場合において、届出者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
(5) 管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

No. 66

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

登録有形民俗文化財輸出届

下記のとおり、登録有形民俗文化財を輸出したいので、文化財保護法第90条第3項において準用する法第65条第1項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

記

- 1 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理責任者がある場合は、その名称及び住所
- 5 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 6 現在の所在の場所

(登録証記載の所在の場所と異なる場合は、登録証記載の所在の場所を併記する)

- 7 変更後の所在の場所
- 8 変更しようとする年月日
- 9 変更しようとする事由
- 10 現在の所在の場所に復すること又は現在の所在の場所が登録証記載の所在の場所と異なる場合において当該登録証記載の場所に復することが明らかな場合は、その旨及び時期
- 11 その他参考となるべき事項

No. 67

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

登録有形民俗文化財技術的指導願

下記のとおり、登録有形民俗文化財の管理又は修理に関し技術的指導を受けたいので、文化財保護法第90条第3項において準用する法第66条の規定により申請します。

記

- 1 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記する。)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 技術的指導を必要とする理由
- 8 その他の参考となるべき事項

No. 68

文 書 番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

住 所
氏名又は名称 印

登録有形民俗文化財登録証再交付申請

下記のとおり、登録有形民俗文化財の登録証を亡失し(盗み取られ、滅失し、破損し)たので、登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則第4条の規定により、再交付されるよう申請します。

記

- 1 登録有形民俗文化財の名称及び員数
 - 2 登録年月日及び登録証の登録番号
 - 3 亡失等の事実を知った年月日
 - 4 亡失等の状況
 - 5 その他参考となる事項
- (添付書類)
亡失等の事実を証明するに足る書類又は破損した登録証

No. 69

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

(特別)史跡名勝天然記念物土地の所在等異動届

下記のとおり、(特別)史跡名勝天然記念物の土地の所在等の異動がありましたので、文化財保護法第115条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 (特別)史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 (特別)史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 異動前の土地の所在、地番、地目又は地積
- 8 異動後の土地の所在、地番、地目又は地積
- 9 その他参考となるべき事項

(添付書類)

地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本

No. 70

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

(特別)史跡名勝天然記念物技術的指導願

下記のとおり、(特別)史跡名勝天然記念物の管理又は修理に関し技術的指導を受けたいので、文化財保護法第118条(第120条)において準用する法第47条第4項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 (特別)史跡名勝天然記念物の名称
- 2 指定年月日
- 3 所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び住所並びに代表者の氏名
- 7 技術的指導を必要とする理由
- 8 その他参考となるべき事項

(添付資料)

- (1) 管理につき技術的指導を求める場合は、管理計画の概要
- (2) 修理につき技術的指導を求める場合は、その設計仕様書又は計画書
- (3) 現状の写真又は図面

No. 71

文化庁長官 殿

文 書 番 号
年 月 日

住 所
氏 名 印

(特別)史跡名勝天然記念物管理責任者選任届

下記のとおり、(特別)史跡名勝天然記念物の管理責任者を選任したので、文化財保護法第119条第2項で準用する法第31条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 (特別)史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 (特別)史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 管理責任者の職業及び年齢
- 7 選任の年月日
- 8 選任の理由
- 9 その他参考となるべき事項

No. 72

文化庁長官 殿

文 書 番 号
年 月 日

住 所
氏 名 印

(特別)史跡名勝天然記念物管理責任者解任届

下記のとおり、(特別)史跡名勝天然記念物の管理責任者を解任したので、文化財保護法第119条第2項で準用する法第31条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 (特別)史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 (特別)史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 解任の年月日
- 7 解任の事由
- 8 新管理責任者の選任に関する見込その他参考となるべき事項

No. 73

文化庁長官 殿

文 書 番 号
年 月 日

住 所
氏 名 印

(特別)史跡名勝天然記念物所有者変更届

下記のとおり、(特別)史跡名勝天然記念物の所有者を変更したので、文化財保護法第120条で準用する法第32条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 (特別)史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 (特別)史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 6 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当

- 該地域の地番、地目及び地積
- 7 変更の年月日
 - 8 変更の事由
 - 9 その他参考となるべき事項
(添付書類)
所有者の移転を証明する書類

No. 74

文化庁長官 殿

文 書 番 号
年 月 日

住 所
氏 名 印

(特別)史跡名勝天然記念物管理責任者変更届

下記のとおり、(特別)史跡名勝天然記念物の管理責任者を変更したので、文化財保護法第120条で準用する法第32条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 (特別)史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 (特別)史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 6 新管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 7 新管理責任者の職業及び年齢
- 8 変更の年月日
- 9 変更の事由
- 10 その他参考となるべき事項

No. 75

文化庁長官 殿

文 書 番 号
年 月 日

住 所
氏 名 印

(特別)史跡名勝天然記念物所有者氏名等変更届

下記のとおり、(特別)史跡名勝天然記念物の所有者(管理責任者)の氏名等を変更したので、文化財保護法第120条で準用する法第32条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 (特別)史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 (特別)史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 5 変更前の氏名若しくは名称及び住所
- 6 変更後の氏名若しくは名称及び住所
- 7 変更の年月日
- 8 その他参考となるべき事項

No. 76

文化庁長官 殿

文 書 番 号
年 月 日

住 所
氏 名 印

(特別)史跡名勝天然記念物滅失等届

下記のとおり、(特別)史跡名勝天然記念物が滅失(き損し、衰亡し、亡失し、盗み取られ)たので、文化財保

護法第118条(第120条, あるいは第172条第5項)で準用する法第33条の規定により, 関係図書を添えて届けます。

記

- 1 (特別)史跡, 名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 2 指定年月日
 - 3 (特別)史跡, 名勝又は天然記念物の所在地
 - 4 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 5 管理責任者がある場合は, その氏名及び住所
 - 6 管理団体がある場合は, その名称及び所在地
 - 7 滅失, き損等の事実の生じた日時
 - 8 滅失, き損等の事実の生じた当時における管理の状況
 - 9 滅失, き損等の原因並びにき損の場合は, その箇所及び程度
 - 10 き損の場合は, き損の結果当該(特別)史跡, 名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響
 - 11 滅失, き損等の事実を知った日
 - 12 滅失, き損等の事実を知った後に取られた措置その他の参考となるべき事項
- (添付書類)
滅失, き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面

No. 77

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

(特別)史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請

下記のとおり, (特別)史跡名勝天然記念物の現状変更等をしたので, 文化財保護法第125条第1項の規定により, 関係図書を添えて申請します。

記

- 1 (特別)史跡, 名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 2 指定年月日
 - 3 (特別)史跡, 名勝又は天然記念物の所在地
 - 4 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 6 管理団体がある場合は, その名称及び事務所の所在地
 - 7 管理責任者がある場合は, その氏名及び住所
 - 8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 9 (特別)史跡, 名勝又は天然記念物の現状変更等を必要とする理由
 - 10 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 11 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が(特別)史跡, 名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
 - 12 現状変更の着手及び終了の予定時期
 - 13 現状変更等に係る地域の地番
 - 14 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 15 その他参考となるべき事項
- ※ 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の許可申請書の場合
- 15 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
 - 16 出土品の処置に関する希望
 - 17 その他参考となるべき事項

(添付書類)

- (1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- (2) 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- (3) 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

- (4) 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは, その資料
- (5) 許可申請者が所有者以外の者であるときは, 所有者の承諾書
- (6) 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは, その占有者の承諾書
- (7) 管理団体がある場合において, 許可申請者が管理団体以外の者であるときは, 管理団体の意見書
- (8) 管理責任者がある場合において, 許可申請者が管理責任者以外の者であるときは, 管理責任者の意見書
- (9) 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の許可申請書の場合において, 許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは, 発掘担当者の発掘担当承諾書

No. 78

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

(特別)史跡名勝天然記念物現状変更等終了報告

平成〇年〇月〇日付け第〇〇〇号で許可された現状変更等を平成〇年〇月〇日に終了したので, 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第3条の規定により, 関係図書を添えて報告します。

No. 79

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

(特別)史跡名勝天然記念物現状変更等期間変更届

平成〇年〇月〇日付け第〇〇〇号で別添のとおり許可された現状変更等については, 以下の理由により期間の延長をする必要がありますので, 期間変更について承認くださいますようお願いいたします。

記

- 1 (特別)史跡, 名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2 所有者の氏名又は名称及び住所
- 3 現状変更等の申請内容
- 4 現状変更等の期間を変更する理由
- 5 許可されていた期間及び期間変更後の期間
- 6 その他参考となるべき事項

(添付書類)

許可申請者が所有者以外の者であるときは, 所有者の承諾書

No. 80

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

(特別)史跡名勝天然記念物現状変更等計画変更書

平成〇年〇月〇日付け第〇〇〇号で別添のとおり許可された現状変更等については、許可時の条件に基づき(文化財保存の観点から、やむを得ずに)、以下のとおり(軽微な)計画の内容変更をする必要がありますので、計画変更について承認くださいますようお願いいたします。

記

- 1 (特別)史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2 所有者の氏名又は名称及び住所
- 3 現状変更等の申請内容
- 4 現状変更等の計画内容を変更する理由
- 5 現状変更等に係る地域の地番
- 6 許可されていた期間及び期間変更後の期間
- 7 その他参考となるべき事項

(添付書類)

- (1) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- (2) 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- (3) 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- (4) 変更前・変更後の変更内容が確認できる図面等
- (5) 計画内容を変更する必要が生じた軽微な仕様に関する写真・遺構の写真等
- (6) 現状変更にかかる地域の現況写真

No. 81

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

(特別)史跡名勝天然記念物現状変更等計画書

平成〇年〇月〇日付け第〇〇〇号で別添のとおり許可された現状変更等については、許可時の条件に基づき、個々の現状変更等の実施にあたり現状変更等計画書を下記のとおり提出しますので、承認くださいますようお願いいたします。

記

- 1 (特別)史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 2 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 3 権限に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 4 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 6 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 7 (特別)史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等を必要とする理由
 - 8 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 9 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくははき損又は景観の変化その他現状変更等が(特別)史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
 - 10 現状変更の着手及び終了の予定時期
 - 11 現状変更等に係る地域の地番
 - 12 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 13 その他参考となるべき事項
- ※ 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の許可申請書の場合
- 13 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
 - 14 出土品の処置に関する希望
 - 15 その他参考となるべき事項

(添付書類)

- (1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- (2) 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- (3) 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- (4) 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- (5) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- (6) 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- (7) 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- (8) 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- (9) 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の許可申請書の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

No. 82

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

(特別)史跡名勝天然記念物復旧届

下記のとおり、(特別)史跡名勝天然記念物を復旧したいので、文化財保護法第127条第1項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

記

- 1 (特別)史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 (特別)史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 8 復旧を必要とする理由
- 9 復旧の内容及び方法
- 10 復旧の着手及び終了の予定時期
- 11 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 12 その他参考となるべき事項

(添付書類)

- (1) 設計仕様書
- (2) 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- (3) 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

No. 83

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

(特別)史跡名勝天然記念物復旧終了報告

平成〇年〇月〇日付け第〇〇〇号で届け出た復旧を平成〇年〇月〇日に終了したので、特別史跡名勝天然記念

物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則第3条の規定により、関係図書を添えて報告します。

No. 84

文化庁長官 殿

文 書 番 号
年 月 日

住 所
氏 名 印

登録記念物管理責任者選任届

下記のとおり、登録記念物の管理責任者を選任したので、文化財保護法第133条において準用する法第119条第2項において準用する法第31条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 登録記念物の名称
- 2 登録年月日
- 3 登録記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 選任の年月日
- 7 選任の事由
- 8 その他参考となるべき事項

No. 85

文化庁長官 殿

文 書 番 号
年 月 日

住 所
氏 名 印

登録記念物管理責任者解任届

下記のとおり、登録記念物の管理責任者を解任したので、文化財保護法第133条において準用する法第119条第2項において準用する法第31条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 登録記念物の名称
- 2 登録年月日
- 3 登録記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 解任の年月日
- 7 解任の事由
- 8 新管理責任者選任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

No. 86

文化庁長官 殿

文 書 番 号
年 月 日

住 所
氏 名 印

登録記念物所有者変更届

下記のとおり、登録記念物の所有者を変更したので、文化財保護法第133条において準用する法第120条において準用する法第32条第1項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

記

- 1 登録記念物の名称
- 2 登録年月日
- 3 登録記念物の所在地
- 4 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 6 所有者の変更が登録に係る地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 7 変更の年月日
- 8 変更の事由
- 9 その他参考となるべき事項
(添付書類)
所有者の移転を証明する書類

No. 87

文化庁長官 殿

文 書 番 号
年 月 日

住 所
氏 名 印

登録記念物管理責任者変更届

下記のとおり、登録記念物の管理責任者を変更したので、文化財保護法第133条において準用する法第120条において準用する法第32条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 登録記念物の名称
- 2 登録年月日
- 3 登録記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 6 新管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 7 変更の年月日
- 8 変更の事由
- 9 その他参考となるべき事項

No. 88

文化庁長官 殿

文 書 番 号
年 月 日

住 所
氏 名 印

登録記念物所有者(管理責任者)氏名等変更届

下記のとおり、登録記念物の所有者(管理責任者)の氏名(名称、住所)を変更したので、文化財保護法第133条において準用する法第120条において準用する法第32条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 登録記念物の名称
- 2 登録年月日
- 3 登録記念物の所在地
- 4 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 5 変更前の氏名又は名称及び住所
- 6 変更後の氏名又は名称及び住所
- 7 変更の年月日
- 8 その他参考となるべき事項

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

登録記念物滅失、き損等届

下記のとおり、登録記念物が滅失(き損し、衰亡し、亡失し、盗み取られ)たので、文化財保護法第133条において準用する法第118条及び第120条において準用する第33条の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

記

- 1 登録記念物の名称
- 2 登録年月日
- 3 登録記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 滅失、き損等の事実の生じた日時
- 8 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 9 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 10 き損の場合は、き損の結果当該登録記念物とその保存上受ける影響
- 11 滅失、き損等の事実を知った日
- 12 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他の参考となるべき事項
(添付書類)
滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

登録記念物土地の所在等異動届

下記のとおり、登録記念物の所在等の異動があったので、文化財保護法第133条において準用する法第115条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 登録記念物の名称
- 2 登録年月日
- 3 登録記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 異動前の土地の所在、地番、地目又は地積
- 8 異動後の土地の所在、地番、地目又は地積
- 9 その他参考となるべき事項
(添付書類)
地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

登録記念物現状変更等届

下記のとおり、登録記念物の現状変更等をしたいので、文化財保護法第133条において準用する法第64条第1項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

記

- 1 登録記念物の名称
- 2 登録年月日
- 3 登録記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 6 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 7 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 8 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 9 現状変更を必要とする理由
- 10 現状変更の内容及び実施の方法
- 11 現状変更により生じる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更が登録記念物に及ぼす影響に関する事項
- 12 現状変更の着手及び終了の予定時期
- 13 現状変更に係る地域の地番
- 14 現状変更に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 15 その他の参考となるべき事項
(添付書類)
 - (1) 現状変更の設計仕様書及び設計図
 - (2) 現状変更に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地貌を表示した実測図(図には現状変更をしようとする箇所を表示する)
 - (3) 現状変更に係る地域のキャビネ型写真(現状変更をしようとする箇所を表示)
 - (4) 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書
 - (5) 届出者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の意見書
 - (6) 管理責任者がある場合において、届出者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
 - (7) 管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

登録記念物技術的指導願

下記のとおり、登録記念物の管理又は復旧に関し技術的指導を受けたいので、文化財保護法第133条において準用する法第118条及び第120条において準用する法第47条第4項の規定により申請します。

記

- 1 登録記念物の名称
- 2 登録年月日
- 3 登録記念物の所在地

- 4 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 技術的指導を必要とする理由
- 8 その他の参考となるべき事項

No. 93

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

重要文化的景観滅失、き損等届

下記のとおり、重要文化的景観が滅失(き損)したので、文化財保護法第136条の規定により届け出ます。

記

- 1 重要文化的景観の名称
 - 2 選定年月日
 - 3 重要文化的景観の所在地
 - 4 選定の申出を行った都道府県又は市町村
 - 5 所有者等の氏名又は名称及び住所
 - 6 滅失又はき損の事実の生じた日時
 - 7 滅失又はき損の事実の生じた当時における管理の状況
 - 8 滅失又はき損の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
 - 9 き損の場合は、き損の結果当該文化的景観がその保存上受ける影響
 - 10 滅失又はき損の事実を知った日
 - 11 滅失又はき損の事実を知った後に執られた措置その他の参考となるべき事項
- (添付書類)
滅失、き損の状態を示すキャビネ型写真及び図面

No. 94

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

重要文化的景観現状変更等届

下記のとおり、重要文化的景観の現状変更等をしたので、文化財保護法第139条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 重要文化的景観の名称
- 2 登録年月日
- 3 重要文化的景観の所在地
- 4 選定の申出を行った都道府県又は市町村
- 5 所有者等の氏名又は名称及び住所
- 6 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 7 現状変更等を必要とする理由
- 8 現状変更等の内容及び実施の方法
- 9 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が重要文化的景観に及ぼす影響に関する事項
- 10 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 11 現状変更等に係る地域の地番
- 12 現状変更等に係る工事その他の行為の施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表

- 者の氏名
- 13 その他の参考となるべき事項
(添付書類)
 - (1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - (2) 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地貌を表示した実測図(図には現状変更等をしようとする箇所を表示する)
 - (3) 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真(写真には現状変更等をしようとする箇所を表示)
 - (4) 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

No. 95

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

市町村教育委員会
教育長 印

重要文化的景観の選定について(意見)

下記の文化的景観について、文化財保護法第134条に規定する重要文化的景観に選定して下さいよう、同法第189条の規定により、申出書を提出いたします。

記

- 1 文化的景観の名称
- 2 文化的景観の種類
- 3 文化的景観の所在地及び面積
- 4 文化的景観の保存状況
- 5 文化的景観の特性
- 6 文化的景観保存計画
 - (1) 文化的景観の位置及び範囲
 - (2) 文化的景観の保存に関する基本方針
 - (3) 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項
 - (4) 文化的景観の整備に関する事項
 - (5) 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、文化的景観の保存に関し特に必要と認められる事項
- 7 その他参考となるべき事項
(添付書類)
 - (1) 文化的景観の位置及び範囲を示す図面
 - (2) 文化的景観の概況を示す写真
 - (3) 文化的景観に係る規制に関する書類
 - (4) 所有者等の同意を得たことを証する書類
 - (5) その他参考となるべき資料

No. 96

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

市町村教育委員会
教育長 印

伝統的建造物群保存地区に関する条例の制定(改廃)報告

下記のとおり、伝統的建造物群保存地区に関する条例を制定(改廃)したので、文化財保護法第143条第4項の規定により報告します。

記

- 1 保存地区の名称
 - 2 条例制定(改廃)年月日
 - 3 その他参考となるべき事項
- *改正又は廃止の場合は、その理由も併せて報告する。

No. 97

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

市町村教育委員会
教育長 印

伝統的建造物群保存地区の決定報告

下記のとおり、伝統的建造物群保存地区を決定したので、文化財保護法第143条第4項の規定により報告します。

記

- 1 保存地区の名称
- 2 決定年月日
- 3 所在地及び面積
- 4 保存地区の保存状況
- 5 保存地区内の伝統的建造物群の特性
- 6 その他参考となるべき事項

No. 98

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

市町村教育委員会
教育長 印

伝統的建造物群保存地区の決定取消しの報告

下記のとおり、伝統的建造物群保存地区の決定を取消したので、文化財保護法第143条第4項の規定により報告します。

記

- 1 保存地区の名称
- 2 決定年月日
- 3 取消しに係る地域の所在地及び面積
- 4 取消しの理由

No. 99

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

市町村教育委員会
教育長 印

重要伝統的建造物群の選定について(意見)

下記の伝統的建造物群について、文化財保護法第144条に規定する重要伝統的建造物群保存地区に選定して下さいよう、同法第189条の規定により、申出書を提出いたします。

記

- 1 保存地区の名称
- 2 保存地区の決定年月日
- 3 保存地区の所在地及び面積
- 4 保存地区の保存状況
- 5 保存地区内の伝統的建造物群の特性
- 6 保存地区の保存計画
- 7 その他参考となるべき事項
(添付書類)
 - (1) 保存地区の位置及び範囲を示す図面
 - (2) 保存地区の保存計画に係る図面
 - (3) 保存地区の概況を示す写真
 - (4) その他参考となるべき資料

No. 100 (保持者の氏名、芸名、雅号等又は住所の変更)

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

選定保存技術保持者氏名等変更届

下記のとおり、選定保存技術保持者の氏名等を変更したので、文化財保護法第149条で準用する法第73条の規定により届け出ます。

記

- 1 選定保存技術の名称
- 2 認定年月日
- 3 変更前の氏名、芸名、雅号等又は住所
- 4 変更後の氏名、芸名、雅号等又は住所
- 5 変更の年月日
- 6 その他参考となるべき事項
(添付書類)
氏名、芸名、雅号等を変更したときは認定書を添付

No. 101 (保持者が心身の故障を生じたとき)

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

選定保存技術保持者氏名変更等届

下記のとおり、選定保存技術保持者に心身の故障が生じたので、文化財保護法第149条で準用する法第73条の規定により届け出ます。

記

- 1 選定保存技術の名称
- 2 認定年月日
- 3 心身の故障の生じた年月日
- 4 心身故障の状況
- 5 変更の年月日
- 6 その他参考となるべき事項

No. 102 (保持者が死亡したとき)

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名 印

選定保存技術保持者氏名変更等届

下記のとおり、選定保存技術保持者が死亡したので、文化財保護法第149条で準用する法第73条の規定により届け出ます。

記

- 1 選定保存技術の名称
- 2 認定年月日
- 3 死亡の年月日
- 4 死亡の理由
- 5 その他参考となるべき事項

No. 103 (保存団体の名称又は事務所所在地の変更)

文化庁長官 殿
文 書 番 号
年 月 日
住 所
氏 名 印

選定保存技術保存団体名称変更等届

下記のとおり、選定保存技術保存団体の名称等を変更したので、文化財保護法第149条で準用する法第73条の規定により届け出ます。

記

- 1 選定保存技術の名称
- 2 認定年月日
- 3 変更前の名称又は事務所の所在地
- 4 変更後の名称又は事務所の所在地
- 5 変更の年月日
- 6 その他参考となるべき事項

No. 104 (保存団体の代表者の変更又は構成員の異動)

文化庁長官 殿
文 書 番 号
年 月 日
住 所
氏 名 印

選定保存技術保存団体名称変更等届

下記のとおり、選定保存技術保存団体の代表者を変更(構成員を異動)したので、文化財保護法第149条で準用する法第73条の規定により届け出ます。

記

- 1 選定保存技術の名称
- 2 認定年月日
- 3 保存団体の名称又は事務所の所在地
- 4 旧代表者又は旧構成員の氏名及び住所
- 5 新代表者又は新構成員の氏名及び住所
- 6 新代表者又は新構成員の生年月日及び経歴
- 7 変更又は異動の年月日
- 8 変更又は異動の理由
- 9 その他参考となるべき事項

No. 105 (保存団体の解散)

文化庁長官 殿
文 書 番 号
年 月 日
住 所
氏 名 印

選定保存技術保存団体名称変更等届

下記のとおり、選定保存技術保存団体を解散したので、文化財保護法第149条で準用する法第73条の規定により届け出ます。

記

- 1 選定保存技術の名称
- 2 認定年月日
- 3 保存団体の名称又は事務所の所在地
- 4 解散の年月日
- 5 解散の理由
- 6 その他参考となるべき事項

No. 106

文部科学大臣 殿
文 書 番 号
年 月 日
住 所
氏名又は名称 印

選定保存技術認定書再交付申請

下記のとおり、選定保存技術の認定書を亡失し(盗み取られ、滅失し、破損し)たので、選定保存技術の保持者又は保存団体に対する認定書の交付について(昭和50年12月20日文部大臣裁定)第5の規定により、再交付されるよう申請します。

記

- 1 選定保存技術の名称
- 2 保持者等の氏名及び雅号並びに生年月日
- 3 保存団体の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名
- 4 認定の年月日及び認定書の記号番号
- 5 亡失等の事実を知った年月日
- 6 亡失等の状況
- 7 その他参考となる事項

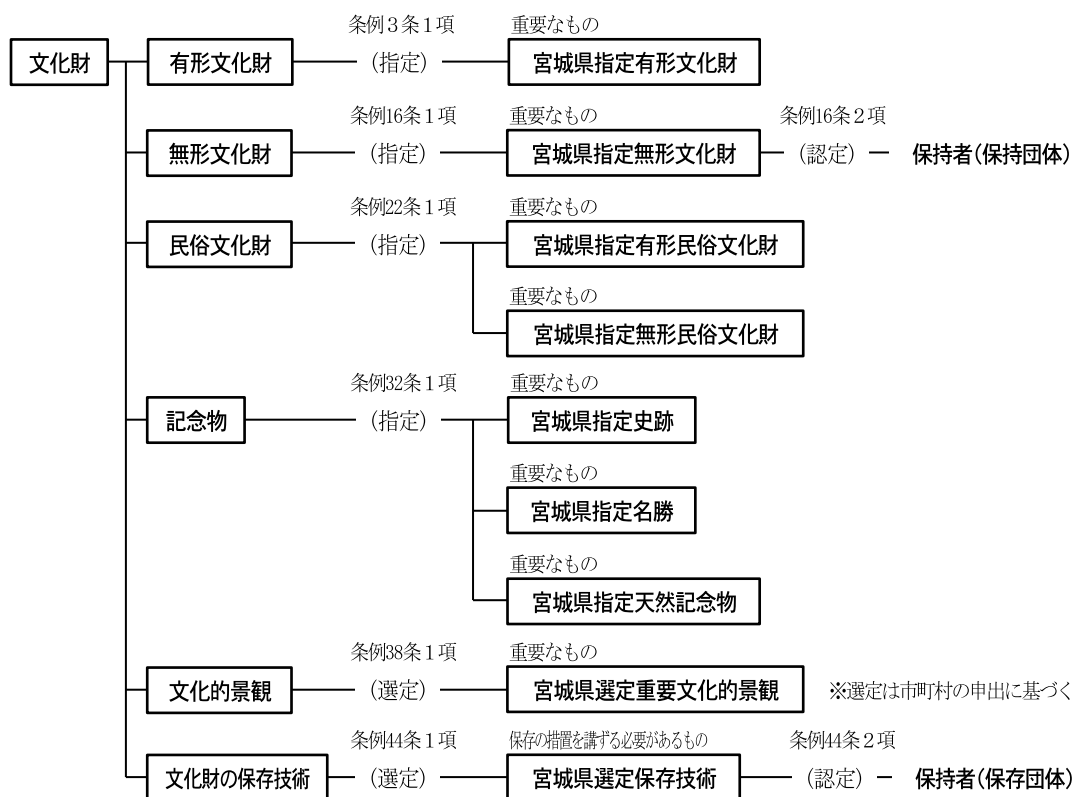
(添付書類)

亡失等の事実を証明するに足りる書類又は破損した認定書

2 宮城県の体系

(1) 宮城県における文化財保護の制度と体系

宮城県における文化財の種類と指定等については、以下のとおりである（「条例」としたのは「宮城県文化財保護条例」のことである。）。



(2) 宮城県における文化財保護の基準

宮城県は、県の文化財を指定・選定するに当たって、「県指定文化財の指定について（平成19年2月27日付け文第1718号）」とする宮城県教育委員会教育長通知により、国指定等基準を準用して行うこととしている。このことによる県指定等文化財の指定・選定基準は以下のとおりである。

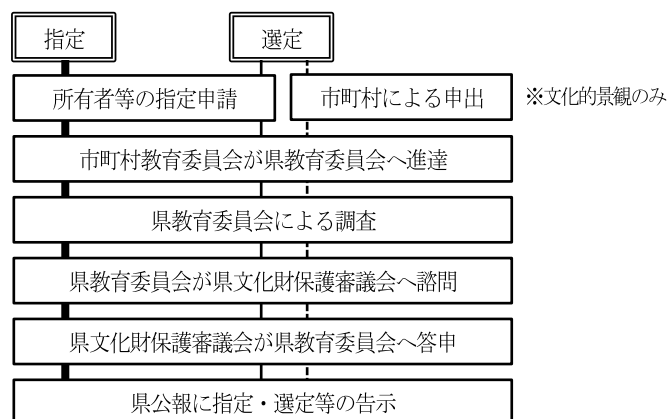
文化財の種類	基準	資料
宮城県指定有形文化財	国宝及び重要文化財指定基準	p. 82
宮城県指定無形文化財	重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準	p. 87
宮城県指定有形民俗文化財	重要有形民俗文化財指定基準	p. 84
宮城県指定無形民俗文化財	重要無形民俗文化財指定基準	p. 88
宮城県指定史跡名勝天然記念物	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準	p. 88
宮城県選定文化的景観	重要文化的景観選定基準	p. 90
宮城県選定保存技術	選定保存技術の選定並びに保持者及び保存団体の認定の基準	p. 90

また、当該通知では、指定等を行う場合には以上の基準のほか、概ね次の条件を備えているものをその対象としている。

- ・ 市町村指定文化財であるもの。
- ・ 文化財としての価値が学術論文等で研究されているもの。
- ・ 無形民俗文化財については、保存会が整備されているもの。
- ・ 土地を伴う文化財（史跡、名勝、天然記念物）については、指定地の範囲が明確になるもの。

(3) 宮城県における指定等の手続きの流れ

宮城県における文化財の指定・選定に要する手続きの流れは、以下のとおりである。



なお指定・選定にあたっては、所有者等並びに保持者・保持団体・保存団体に通知し、併せて指定書・選定書・認定書の交付を行う。

文化財の種類	証書等
宮城県指定有形文化財	指定書（施行規則様式1号）
宮城県指定無形文化財	保持者及び保持団体の認定書（施行規則様式19号）
宮城県指定有形民俗文化財	指定書（施行規則様式1号）
宮城県指定無形民俗文化財	指定書（施行規則様式19の2号）
宮城県指定史跡名勝天然記念物	指定書（施行規則様式19の2号）
宮城県選定文化的景観	選定書（施行規則様式19の2号）
宮城県選定保存技術	保持者及び保存団体の認定書（施行規則様式32号）

（４）宮城県における文化財保護の各手続き

宮城県の文化財保護における各手続きは、次のとおりである。なお、様式は資料編掲載の宮城県文化財保護条例施行規則に規定されている。

イ 宮城県指定有形文化財

No	事項	手続	期限	根拠法令	様式
1	管理責任者の選任・解任	届出	20日以内	○条例第6条第3項 ○施行規則第4条第1・2項	3・4号
2	所有者・占有者の変更	届出	速やかに	○条例第7条第1項 ○施行規則第5条第1項	5号
3	所有者・占有者・管理責任者の氏名・名称・住所の変更	届出	速やかに	○条例第7条第2項 ○施行規則第5条第1項	6号
4	新規の占有	届出	速やかに	○条例第7条第1項 ○施行規則第5条第2項	7号
5	占有者の不在	届出	速やかに	○条例第7条第1項 ○施行規則第5条第3項	8号
6	滅失、き損、亡失、盗難	届出	速やかに	○条例第8条 ○施行規則第6条	9号
7	所在の場所の変更	届出	予め	○条例第9条 ○施行規則第7条	10号
8	現状変更等	申請	予め	○条例第11条第1項 ○施行規則第9・10条	11・12・13号
		終了届出	速やかに		
9	修理	届出	30日前	○条例第12条第1項 ○施行規則第12・13条	14・15・16号
		終了届出	速やかに		
10	所有者等以外の者による公開	申請	移動する10日前	○条例第13条第1項 ○施行規則第14条	17・18号
11	指定書の再交付	申請		○条例第3条 ○施行規則第2条第2項	2号

ロ 宮城県指定無形文化財

No	事項	手続	期限	根拠法令	様式
1	保持者の氏名・住所の変更、死亡等	届出	速やかに	○条例第18条 ○施行規則第18条	21号
2	保持団体の名称・所在地・代表者の変更、構成員の異動、解散	届出	速やかに	○条例第18条 ○施行規則第18条	21の2号
3	認定書再交付	申請		○条例第16条 ○施行規則第16条第2項	20号

ハ 宮城県指定有形民俗文化財，宮城県指定無形民俗文化財

No	事項	手続	期限	根拠法令	様式
1	管理責任者の選任・解任	届出	20日以内	○条例第26条 ○施行規則第24条	3・4号
2	所有者・占有者の変更	届出	速やかに	○条例第26条 ○施行規則第24条	5号
3	所有者・占有者・管理責任者の氏名・名称・住所の変更	届出	速やかに	○条例第26条 ○施行規則第24条	6号
4	新規の占有	届出	速やかに	○条例第26条 ○施行規則第24条	7号
5	占有者の不在	届出	速やかに	○条例第26条 ○施行規則第24条	8号
6	滅失，き損，亡失，盗難	届出	速やかに	○条例第26条 ○施行規則第24条	9号
7	所在の場所の変更	届出	予め	○条例第26条 ○施行規則第24条	10号
8	現状変更等	届出	予め	○条例第24条第1項 ○施行規則第20・21条	22・23・24号
		終了届出	速やかに		
9	所有者等以外の者による公開	届出	予め	○条例第25条第1項 ○施行規則第23条	25・26号
10	指定書再交付	申請		○条例第22条 ○施行規則第24条・24条の2第2項	2号

ニ 宮城県指定史跡，宮城県指定名勝，宮城県指定天然記念物

No	事項	手続	期限	根拠法令	様式
1	管理責任者の選任・解任	届出	20日以内	○条例第37条 ○施行規則第33条	3・4号
2	所有者・占有者の変更	届出	速やかに	○条例第37条 ○施行規則第33条	5号
3	所有者・占有者・管理責任者の氏名・名称・住所の変更	届出	速やかに	○条例第37条 ○施行規則第33条	6号
4	新規の占有	届出	速やかに	○条例第37条 ○施行規則第33条	7号
5	占有者の不在	届出	速やかに	○条例第37条 ○施行規則第33条	8号
6	滅失，き損，亡失，盗難	届出	速やかに	○条例第37条 ○施行規則第33条	9号
7	現状変更， 保存に影響を及ぼす行為	申請	予め	○条例第36条 ○施行規則第30・33条	27・28号
		終了届出	速やかに		
8	修復	届出	30日前	○条例第37条 ○施行規則第33条	14・15・16号
		終了届出	速やかに		
9	指定書再交付	申請			2号

ホ 宮城県選定文化的景観

No	事項	手続	期限	根拠法令	様式
1	選定の申出	申出		○条例第38条第1項 ○施行規則第34条	29号
2	滅失，き損	届出	速やかに	○条例第40条 ○施行規則第37条	30号
3	現状変更等	届出	30日前	○条例第42条第1項 ○施行規則第38・40条	31・23・24号
		終了届出	速やかに		
4	指定書再交付	申請			2号

ヘ 宮城県選定保存技術

No	事項	手続	期限	根拠法令	様式
1	保持者の氏名・住所の変更，死亡等	届出	速やかに	○条例第46条 ○施行規則第42条	21号
2	保存団体の名称・所在地・代表者の変更，構成員の異動，解散	届出	速やかに	○条例第46条 ○施行規則第42条	21の2号
3	認定書再交付	申請		○条例第44条 ○施行規則第41条第2項	33号

3 市町村の事務

(1) 指定文化財にかかる手続き（委任事務等）

1 (5) の国指定等文化財にかかる各手続きについては、宮城県文化財保護条例第 51 条の規定により市町村が受理し、文化財保護法第 188 条の規定により宮城県教育委員会から（政令市である仙台市内に存する文化財については仙台市教育委員会から）文部科学大臣又は文化庁長官に送付することとしている。また、各手続きに伴う文部科学大臣又は文化庁長官からの通知等については、文化財保護法第 188 条の規定により宮城県教育委員会を経由した上で、宮城県文化財保護条例第 51 条の規定により市町村が伝達することとしている。

なお、これら手続きにかかる文化庁長官の権限に属する事務のうちの一部は、文化財保護法施行令第 5 条の規定により宮城県教育委員会や所在する市の教育委員会が行うものがある。これら宮城県教育委員会への委任事務についても、宮城県文化財保護条例第 51 条の規定により市町村が受理・伝達することとしている。

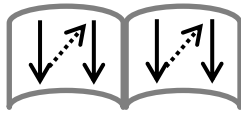
2 (4) の宮城県指定等文化財にかかる各手続きについても国指定と同様であり、宮城県文化財保護条例第 51 条並びに宮城県文化財保護条例施行規則第 43 条の規定により、市町村が受理並びに伝達することとしている。

(2) 文化財保護条例の改廃並びに文化財指定の報告

宮城県並びに各市町村は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる（文化財保護法第 182 条第 2 項）。これら文化財保護条例の制定・改廃、並びに当該条例に規定する文化財の指定・解除にあたっては、文化庁長官にその旨を報告しなければならない（文化財保護法第 182 条第 3 項）。報告の参考様式は下記のとおりである。

No	事項	手続	期限	根拠法令	参考様式
1	市町村文化財保護条例の制定・改廃	報告	20日以内	○文化財保護法(以下「法」という。)第182条第3項 ○文化財の保護のための条例の制定等の場合の報告に関する規則(以下「規則」という。)第1条	107
2	有形文化財・有形民俗文化財(建造物)の市町村指定	報告	30日以内	○法第182条第3項 ○規則第2条第1項・第4条	108
3	有形文化財・有形民俗文化財(建造物以外)の市町村指定	報告	30日以内	○法第182条第3項 ○規則第2条第2項・第4条	109
4	有形文化財・有形民俗文化財の市町村指定解除	報告	30日以内	○法第182条第3項 ○規則第2条第3項	110
5	無形文化財(音楽・演劇等)の市町村指定	報告	30日以内	○法第182条第3項 ○規則第3条第1項	111
6	無形文化財(工芸技術)の市町村指定	報告	30日以内	○法第182条第3項 ○規則第3条第2項	112
7	無形文化財の市町村指定解除	報告	30日以内	○法第182条第3項 ○規則第3条第3項	113
8	無形民俗文化財の市町村指定	報告	30日以内	○法第182条第3項 ○規則第5条第1項	114
9	無形民俗文化財の市町村指定解除	報告	30日以内	○法第182条第3項 ○規則第5条第2項	115
10	史跡名勝天然記念物の市町村指定	報告	30日以内	○法第182条第3項 ○規則第6条第1項	116
11	史跡名勝天然記念物の市町村指定解除	報告	30日以内	○法第182条第3項 ○規則第6条第2項	117
12	文化財保存技術の市町村選定	報告	30日以内	○法第182条第3項 ○規則第7条第1項	118
13	文化財保存技術の市町村選定解除	報告	30日以内	○法第182条第3項 ○規則第7条第2項	119

参考様式



読み方

No. 107

文書番号
年 月 日

文化庁長官 殿

市町村教育委員会
教育長 印

文化財保護条例制定等報告

下記のとおり、文化財保護法第182条第3項の規定により、条例を制定(廃止,改正)したので報告します。

記

- 1 名称
- 2 制定(廃止,改正)年月日

※改正の場合には、改正の理由を併せて報告のこと。

No. 108

文書番号
年 月 日

文化庁長官 殿

市町村教育委員会
教育長 印

文化財の指定報告

下記のとおり、〇〇市(町村)文化財保護条例の規定により文化財を指定したので、文化財保護法第182条第3項の規定により報告します。

記

- 1 名称
- 2 員数
- 3 指定年月日
- 4 所在の場所
- 5 所有者の氏名又は名称及び住所
- 6 構造及び形式並びに高さその他大きさを示す事項
- 7 建築の年代又は時代
- 8 創建及び沿革
- 9 むな札、墨書その他参考となるべき事項

(添付書類)

写真
図面

No. 109

文書番号
年 月 日

文化庁長官 殿

市町村教育委員会
教育長 印

文化財の指定報告

下記のとおり、〇〇市(町村)文化財保護条例の規定により文化財を指定したので、文化財保護法第182条第3項の規定により報告します。

記

- 1 名称
- 2 員数
- 3 指定年月日
- 4 所在の場所

- 5 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 6 種類
 - 7 品質及び形状
 - 8 寸法及び重量
 - 9 作者
 - 10 製作の年代又は時代
 - 11 画賛、奥書、めい文等
 - 12 伝来その他参考となるべき事項
- (添付書類)
写真

No. 110

文書番号
年 月 日

文化庁長官 殿

市町村教育委員会
教育長 印

文化財の指定解除報告

下記のとおり、〇〇市(町村)文化財保護条例の規定により文化財を指定解除したので、文化財保護法第182条第3項の規定により報告します。

記

- 1 名称
 - 2 員数
 - 3 指定年月日
 - 4 所在の場所
 - 5 所有者の氏名又は名称及び住所
- (添付資料)

解除の理由を記載した書面

No. 111

文書番号
年 月 日

文化庁長官 殿

市町村教育委員会
教育長 印

文化財の指定報告

下記のとおり、〇〇市(町村)文化財保護条例の規定により文化財を指定したので、文化財保護法第182条第3項の規定により報告します。

記

- 1 名称
- 2 指定年月日
- 3 保持者の氏名、生年月日、性別、住所、経歴その他保持者に関する事項
- 4 保持団体の名称、設立年月日、事務所の所在地、代表者の氏名その他保持団体に関する事項

- 5 内容
- 6 行われる時期及び場所
- 7 由来
- 8 その他参考となるべき事項

(添付書類)

写真

No. 112

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿
市町村教育委員会
教育長 印

文化財の指定報告

下記のとおり、〇〇市(町村)文化財保護条例の規定により文化財を指定したので、文化財保護法第182条第3項の規定により報告します。

記

- 1 名称
- 2 指定年月日
- 3 保持者の氏名、生年月日、性別、住所、経歴その他保持者に関する事項
- 4 保持団体の名称、設立年月日、事務所の所在地、代表者の氏名その他保持団体に関する事項
- 5 内容
- 6 由来
- 7 その他参考となるべき事項
(添付書類)
写真

No. 113

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿
市町村教育委員会
教育長 印

文化財の指定解除報告

下記のとおり、〇〇市(町村)文化財保護条例の規定により文化財を指定解除したので、文化財保護法第182条第3項の規定により報告します。

記

- 1 名称
- 2 指定年月日
- 3 保持者の氏名、生年月日、性別、住所、経歴等
- 4 保持団体の名称、設立年月日、事務所の所在地、代表者の氏名等
(添付資料)
解除の理由を記載した書面

No. 114

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿
市町村教育委員会
教育長 印

文化財の指定報告

下記のとおり、〇〇市(町村)文化財保護条例の規定により文化財を指定したので、文化財保護法第182条第3項の規定により報告します。

記

- 1 名称
- 2 指定年月日
- 3 当該無形の民俗文化財を主として保持している者若しくは団体又は保存することを主たる目的とする団体の氏名又は名称及び住所
- 4 内容及び由来

- 5 行われる時期及び場所
- 6 その他参考となるべき事項
(添付書類)
写真

No. 115

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿
市町村教育委員会
教育長 印

文化財の指定解除報告

下記のとおり、〇〇市(町村)文化財保護条例の規定により文化財を指定解除したので、文化財保護法第182条第3項の規定により報告します。

記

- 1 名称
- 2 指定年月日
- 3 当該無形の民俗文化財を主として保持している者若しくは団体又は保存することを主たる目的とする保存団体の氏名又は名称及び住所
(添付資料)
解除の理由を記載した書面

No. 116

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿
市町村教育委員会
教育長 印

文化財の指定報告

下記のとおり、〇〇市(町村)文化財保護条例の規定により文化財を指定したので、文化財保護法第182条第3項の規定により報告します。

記

- 1 種別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 所在地
- 4 指定の理由
- 5 現状
- 6 その他参考となるべき事項
(添付書類)
写真
図面

No. 117

文 書 番 号
年 月 日

文化庁長官 殿
市町村教育委員会
教育長 印

文化財の指定解除報告

下記のとおり、〇〇市(町村)文化財保護条例の規定により文化財を指定解除したので、文化財保護法第182条第3項の規定により報告します。

記

- 1 種別及び名称
- 2 指定年月日

- 3 所在地
(添付資料)
解除の理由を記載した書面

No. 118

文 書 番 号
年 月 日
文化庁長官 殿
市町村教育委員会
教育長 印

文化財の選定報告

下記のとおり、〇〇市(町村)文化財保護条例の規定により文化財を選定したので、文化財保護法第182条第3項の規定により報告します。

記

- 1 名称
 - 2 選定年月日
 - 3 保持者の氏名、生年月日、性別、住所、経歴等
 - 4 保存団体の名称、設立年月日、所在地、代表者名その他保存団体に関連する事項
 - 5 内容
 - 6 保存の措置を必要とする理由
 - 7 その他参考となるべき事項
- (添付書類)
写真

No. 119

文 書 番 号
年 月 日
文化庁長官 殿
市町村教育委員会
教育長 印

文化財の選定解除報告

下記のとおり、〇〇市(町村)文化財保護条例の規定により文化財を選定解除したので、文化財保護法第182条第3項の規定により報告します。

記

- 1 名称
 - 2 選定年月日
 - 3 保持者の氏名、生年月日、性別、住所、経歴等
 - 4 保存団体の名称、設立年月日、所在地、代表者氏名その他保存団体に関連する事項
- (添付資料)
解除の理由を記載した書面

4 文化財の防火防犯

文化財を将来永く保存していくためには、防災施設は欠くことのできないものである。防災施設未設置の指定文化財については、所有者あるいは管理責任者はできるだけ早く設置されるとともに、貴重な文化財の保存について万全を期さなければならない。

文化庁のウェブサイトでは、建造物、美術工芸品、記念物（建造物）、民俗文化財（建造物）の防火・防犯対策について所有者等自らが状況を的確に把握するために必要な項目をチェックするためのリストが公開されている。このチェックリストは、国指定の文化財だけでなく、県や市の指定文化財、指定等が行われていない文化財にも適用できるものである。所有する文化財の防火、防犯対策がどのような状態であるか確かめることもできるので、活用されたい。

* 「文化財のチェックリストについて」

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/check_list.html

以下、このチェックリストの対応策例を抄録する。

(1) 建造物等

イ 建造物の特性

a 建造物固有の特性について

○ 屋根材料が可燃性の場合

【予防策】

- ・屋根を警戒するような感知器等を設置し、火災の早期発見に努める。
- ・風の強い火などは、近隣での火気の使用には細心の注意を払う。

【災害発生時の対策】

- ・屋根に火が燃え移った場合には、火災の拡大を防ぐために放水銃等の防火設備が有効である。特に大規模な建物では、棟にドレンチャーヘッドを取付け、建物全体を水幕で包み込む装置も効果的な防火設備である。
- ・近隣で火災が起こった場合は、飛び火による着火を防ぐため、直ちに放水する。

○ 構造が木造（可燃材）の場合

【予防策】

- ・自動火災報知設備を設置し、“いざ”というときに設備が確実に作動するよう定期的に点検しておくとともに、警報を確実にかつ速やかに伝達できるように連絡体制を整える。
- ・古い電気配線をそのまま使っていると、漏電による火災が発生する可能性もある。設備を改修するとともに、必要に応じて漏電火災警報設備を設置する。
- ・外壁が木造の場合は類焼や放火にも配慮して、建物の周囲や縁回り・床下には燃えやすいものを置かないようにするとともに、放火の可能性の高い縁廻りや床下を警戒するような自動火災報知設備を設置する。

【災害発生時の対策】

- ・消火器又は簡易消火用具（以下「消火器具」という。）を設置し、“いざ”と言う時に使えるように錆びや損傷などの異常がないか点検する。
- ・日頃から訓練等を通じて消火器具の正しい使い方を理解する。設置する場所は、誰もが見つけやすい場所とし、湿気の多いところや日の当たる所を避け、転倒しないよう心がける。
- ・消火器を備えることは基本的なことであるが、失火した場合に確実に消火できるように消火栓設備が必要である。一人でも操作が可能な易操作性の消火栓設備は初期消火には効

果的な設備である。

- ・大規模な木造建造物の場合は、消防隊が到着するまでの消火活動に使えるように、屋外または屋内消火栓設備を整備し、被害拡大防止策にも努める。

b 敷地について

- 建物の周囲に十分な空地がなく、消火活動等が困難な場合

【予防策】

- ・消防車両の停止位置から敷地までの間に障害物の有無を確認する。もし置かれている場合は、地域の防災上も支障をきたすため、その所有者等の理解を図り、消火活動等の障害にならないよう移動する等協力を得る。
- ・隣接家屋が近くにある場合は、防火壁の設置や火除地の設定などが効果的な対策である。
- ・建物の周囲や縁回り・床下等燃えやすいものを置かないようにする。さらに、放火の可能性の高い縁廻りや床下、或いは死角となる場所を警戒するような自動火災報知設備を設置する。

c 建造物がある立地について

- 木造が密集地した地域にある場合

【予防策】

- ・自動火災報知設備が確実に作動するよう、定期的に点検するとともに、火災発生を知らせる受信器の信号を確実に受けられるようにする。音響設備などにより、早く周囲に知らせるような対策も効果的である。
- ・地域と連携して文化財建造物だけではなく、周辺市街地も含めて地域全体として巡視や監視体制を強化し、火災を発生させないようにしておくことが重要である。
- ・火災時に消防車等が確実に火災発生場所に近づけるよう、消防用の進入道路を確保しておくことも重要である。通行の妨げにならないよう、また消防用の進入道路には違法駐車や障害物がないよう、自治会で申し合わせ、近隣住民の協力を得られるようにする。
- ・建物が密集している場合には、延焼を防止するための防火壁や火除地などを関係機関との協力のもと整備することも重要である。
- ・大規模な市街地火災を想定して、敷地に余裕があれば、関係機関との協力のもと耐震性を確保した専用の防火水槽を整備しておくことが重要である。

【災害発生時の対策】

- ・火災初期の段階では、所有者や近隣住民等で初期消火ができるように消火用具を備えるとともに、一人でも操作可能な易操作性の消火栓設備を備えておくことが効果的である。
- ・周囲の類焼による被害を防ぐため、放水銃やドレンチャー設備の整備や、敷地に余裕があれば空地等を確保しておくことも効果的な防災対策である。
- ・大規模な市街地火災時には消防力が低下する可能性がある。敷地に余裕があれば、関係機関との協力のもと耐震性を確保した専用の防火水槽を整備し、小型の動力消防ポンプ設備を備えておくことは効果的な対策である。

- 山間部や島嶼などに位置している場合

【予防策】

- ・管理の実態（昼夜で管理体制が異なる場合など）に応じて、通報体制、初期消火体制を確認しておく。また、消火活動にかかるまで時間を要することが想定される場合は、モニターを設置し、遠隔で操作できるようにしておくことも効果的である。

- ・放火や類焼を防ぐために、建物の周囲に可燃物を放置しないことが重要である。
- ・巡視や監視などを確実に履行し、必要に応じて防犯設備等を設置するなどして、死角となる部分を少なくしておく。
- ・落雷の被害を受けた、あるいは周辺で落雷被害が多いとされる地域にあつては、避雷設備を設置することが被害を少なくする有効な方法である。

【災害発生時の対策】

- ・初期消火体制が十分ではない場合は、設備を自動化するなどの対策を検討しておくことも効果的である。
- ・公設の消防隊の到着が遅れる場合を想定して、実況に応じて専用の防火水槽を整備しておくとともに、動力消防ポンプを整備しておくことも効果的である。
- ・定期的に訓練を実施し、“いざ”というときに使えるよう操作に慣れておく。こうした訓練は、設備の作動状況のチェックにもなるので、重要な取組である。

d その他（博物館等に収蔵されている）

- 木造の覆屋等、他の建物の内部に収められている場合

【予防策】

- ・内部から火災が発生した場合は、被害の拡大が予想される。文化財建造物の火災の発見が遅れることがないように、確実に早期発見できるように自動火災報知設備を整備しておく。

【災害発生時の対策】

- ・出火場所が特定できるよう、警戒区域を定めておくことが重要である。
- ・内部からの出火に備えて、覆屋にスプリンクラー設備を設置することも効果的な設備の一つである。

- 博物館等（非木造建築物）、他の建物の内部に収められている場合

【予防策】

- ・博物館や収蔵庫の防災対策を確認しておく。

ロ 活用の特性

a 活用する人の属性について

- 不特定の人或いは多数の人が利用する場合

【予防策】

- ・実際の利用者の属性や人数に応じた避難計画を策定しておくことが重要である。

b 火気の使用について

- 宗教行事等で裸火を使用する場合

【予防策】

- ・火気を使用した後は、後始末を完全に行う。大がかりに火気を使用する場合は、予め消防署、警察署の指導・協力を得ながら防火対策を策定し、必要に応じて、消防、警察関係に警備を依頼する。
- ・火気を使用する部屋では、誤作動がおきないように定温式の自動火災報知設備を設置する（自動火災報知設備の電源を切ることないようにする。）。

【災害発生時の対策】

- ・近くに備えている消火器具等を用い、初期消火に努める。

ハ 管理の体制

a 通常の管理体制について

- 管理者が不在（あるいは少人数）である場合

【予防策】

- ・管理の実態を見直し、死角となる時間等を明らかにして、その間、防犯設備等で補完するなどして対策を強化しておく。
- ・火災時の初動体制をとることが困難な場合は、設備等を自動化して、補完することも手段の一つである。
- ・周辺地域と協力して、地域の消防力を高め、災害を発生させないように努める。

【災害発生時の対策】

- ・災害発生時に、直近にいる人々を中心とした初動体制をとるように防災対策を検討しておくことが重要である。特に火災時には、地域住民の共助体制のなかで活用できるような屋外消火栓設備が効果的な防火設備である。

- 昼間や夜間など、管理体制が異なる場合

【予防策】

- ・管理の実態を見直し、死角となる時間等を明らかとして、防犯設備等で補完するなど、適宜、対策を強化する。
- ・火災時の初動体制をとることが困難な場合は、設備等を自動化して、補完することも手段の一つである。
- ・同時に周辺地区全体として、地域の防災力を高め、災害を発生させないように努める。
- ・防災訓練は、近隣住民の協力も得ながら、様々な状況（無人の時の災害、地震時による火災、放火等々）を想定して定期的に行う。

ニ 防火設備の管理

a 防火設備の点検について

- 定期的点検を実施している場合

- ・定められている点検（法定点検）に加え、落雷後なども作動するか確認する。
- ・消火栓設備については漏水などしていないか、管路を確認する。特に設置してから30年以上経過している場合は、一度、詳細な検査を実施する。

ホ 建造物内部の収蔵物

- 美術工芸品を収蔵している場合

- ・収められている美術工芸品の特性（搬出し易さ、脆弱性、規模等々）に配慮して防災対策を講じる。特に、内部にスプリンクラー等を設置する場合は、美術工芸品への影響を配慮し、慎重に検討する。

(2) 美術工芸品等

イ 保管場所について

- 耐火性の建築物(収蔵庫など)に保管されている場合

【予防策】

- ・収蔵庫など建物の本来の機能を発揮させるために、建物内及び建物周辺の定期的な点検、防火、防犯設備の管理等を行う。

- 非耐火性の建築物(堂塔、社殿など)に保管されている場合

【予防策】

- ・堂塔、社殿等の非耐火性の建築物は、防火、防犯への対応が十分でない場合があり、当該建築物の周辺環境、参観者、社寺の年中行事など様々な状況に応じた対策を検討する必要がある。また、夜間に無人状態となる建物の巡回などの対策も必要である。

○ 屋外に設置されている場合

【予防策】

- ・破損や落書きなど防犯に関する対応を検討する。また、周辺建物施設等に火災が発生した場合の対応の検討も必要である。

○ 博物館施設に寄託されている場合

【予防策】

- ・博物館施設は、防火防犯体制がとられている。博物館施設以外に寄託されている場合は、保存状況の確認を行う。

○ その他（文化財台帳等の作成について）

【予防策】

- ・文化財の数、寸法、特徴、保存状態、写真などを文化財台帳として記録、保管する。台帳は、火災などにより文化財がき損した場合、修復の際の資料となる。また、盗難にあった場合には捜索の手がかりとなる。

ロ 防火対策について

【火災発生時の対策】

万が一、火災が発生した場合は、参観者、職員の避難、消防署への連絡、初期消火を行う必要がある。消火器を使用する場合、消火剤によっては文化財にダメージを与えることがあるので、文化財への使用は最小限にとどめることが望ましい。火災の状況によって、文化財の避難を行う必要があるが、日頃から防火体制の整備や消防訓練などを確実に行うことにより、火災が発生した場合に被害を最小限にとどめることができる。これらの対応については、関係職員に周知徹底する必要がある。

a 文化財周辺での火気の使用について

【予防策】

- ・文化財周辺での火気の使用は原則禁止とする。
- ・職員、参観者などが見やすい場所に、「火気使用禁止」などの標識を設置する。
- ・やむを得ず火気を使用する場合は、常時火気を監視できる体制を整えるとともに、文化財や周辺の物品等に燃え移らないよう火気との距離を十分とるなどの対応が必要である。また、使用後は確実に消火し、消火の確認をする。
- ・火気を使用する場合は、防火管理者や団体責任者への事前許可を取るようにする。
- ・火気を使用する場合は、文化財等へ燃え移らないよう、火気と文化財の距離を十分とる。
- ・火気を使用する場合は、常時監視できる体制をとるようにし、無人の状態にならないようにする。
- ・火気を使用する場合は、水などにより確実に消火し、消火の事実を確認する。
- ・消火した物は、消火後も燃え移らない場所に移動する。

b 防火機器・設備について

【予防策】

- ・設置されている機器、設備が常時作動する状態にあるか確認する。また、必要に応じて防火機器、設備の増設等を検討する。なお、防火機器・設備は、文化財が保管される建物

の大きさ、状況などにより最適な設備の組み合わせがある。機器の設置の際は、事前に所管消防機関のほか、地元教育委員会等と相談する。

<防火機器等の例>（これらすべてを設置する必要はない）

① 警報設備

- ・非常ベル、自動式サイレン、火災報知器など（参観者、職員等への火災の発生を知らせる設備。）
- ・自動火災報知器など（火災の発生を参観者、職員等へ知らせると同時に所管消防署にも通報できる設備。設置に当たっては、所管消防機関との十分な協議が必要である。）

② 予防設備

- ・防火扉など（棟続きの建物への延焼を防ぐ設備で、ほかに防火シャッターがある。ほかに、延焼を防ぐために防火塀、防火帯がある。）
- ・漏電火災警報器（配線の入口付近に設置し、漏電があると警報を発し、自動に回路が遮断される設備である。）
- ・避雷装置（避雷針などで構成される装置で、落雷の多い地域などは落雷による火災などを防ぐために必要な装置である。）

③ 消火設備

- ・消火器（その火災の対象に適した、一般可燃物用A、油火災用B、電気火災用Cがある。一般可燃物用として、ABC粉末消火器が一般的であるが、このほかにも消火目的に応じた消火器がある。消火器を設置する際は、文化財の特性や文化財周辺の環境等を踏まえ適当な消火器を設置することが望ましい。また、消火器の有効期限を把握し、期限を過ぎた消火器は更新する。）
- ・消火栓（初期消火用に建物の廊下、縁側等に設ける屋内消火栓と、消防自動車や自営消防隊の水利として有効な空き地等に設ける屋外消火栓がある。）
- ・放水銃（屋外消火栓に銃型の筒先をつけたもので、放水の方向も自由に換えられ、ホースを取り付ける必要がなく、一人で操作が可能。ただし、固定式のため障害物がある場合使用ができないため、設置場所については十分に検討する必要がある。）
- ・ドレンチャー（建物周辺に水幕を作って建物の延焼を防ぐ装置。屋根・軒先等に設置するものと建物周辺の地上から水幕を吹き上げて建物を包んでしまうものがある。檜皮、こけら、茅等の燃えやすいもので葺かれた屋根などへの飛び火を防ぐのに有効である。）
- ・動力消防ポンプ車（消防ポンプ自動車、可搬式動力ポンプ、手びきガソリンポンプ等があるが、文化財の初期消火用としては可搬式動力ポンプが適当である。ただし、操作には幾分熟練を必要とするので、日頃の訓練が大切である。）
- ・貯水槽、防火井戸、取水ますなど（消火のために必要な消防用水については、近隣に川・池などが無い場合、上記施設の設置が望まれる。）

c 防火組織体制の整備について

【予防策】

- ・平素から徹底した防火管理を行うために、防火管理者などの管理責任者が中心となり実効性のある管理体制の整備が必要である。

- ・防火管理者のほかに、火元責任者など担当責任を明確にする組織づくりも必要である。
- ・防火管理者は、消防法に基づく消防計画の策定や、火元責任者等の監督指導をする責任がある。
- ・管理すべき範囲が広い場合や広い境内、管理すべき建物が多数ある場合などは、防火管理者の元に適当な人数の火元責任者を置き、担当責任を明らかにすることが有効である。
- ・防火知識の習得するために、防火に関する講習会等に積極的に参加する。
- ・無人の社寺等に文化財が保管されている場合は、地元住民、自治会などで構成される防火管理体制を組織するなど、早急に管理体制を検討することが必要である。
- ・万一、火災が発生した場合、人命救助を第一とした消火が最優先されるが、文化財についても最小限の被害に押さえるために、文化財周辺の消火はどのような方法が良いのか、文化財を避難させるためにどのような方法で搬出するのが良いのか、知っておくことが有効である（これについては、所管消防機関のほか、地元教育委員会等と十分相談をする）。

d 定期的な巡回、監視、消火訓練について

【予防策】

- ・巡回、監視については、防火設備の動作確認、火気を使用している場所の使用及び管理状況などを確認するとともに、放火の原因となるゴミなどの燃えやすい物が文化財及び文化財の収蔵施設の周辺に放置されていないかなども確認する。
- ・築年数の古い建物、古い設備については、各箇所の老朽化などが予想されるので、確認が必要である。特に電気関係設備は、設備の老朽化による漏電等のおそれがあるので、注意が必要である。
- ・文化財周辺、文化財が保管されている建物、敷地全体について、巡回、監視を行うとともに、職員等による消火訓練を定期的に行うことが有効である。

ハ 防犯対策について

【盗難等の対策】

万が一、盗難が発生した場合は、速やかに警察に連絡するとともに、職員への連絡、地元教育委員会等に報告する。また、き損が発見された場合は、地元教育委員会に連絡し、対応方法について指示を仰ぐ。なお、これらの対応については、関係職員に周知徹底する。

a 錠について

【予防策】

- ・現在の錠方法を確認し、海老錠、南京錠など外部から安易に破壊されやすい錠のみで施錠されている場合や、一つの錠で施錠している場合は、文化財が保管されている建物の構造、管理方法などを踏まえ、ピッキングに強いシリンダー錠や電子錠など防犯性能の高い錠への変更や補助錠の設置などを検討する。
- ・特に、古くから使われている錠や、社寺等で多く使用されている海老錠は、構造上簡単に解錠することが可能な場合がある。このため、錠の取り替えや防犯性能の高い補助錠を取り付けるなどの対策を早急に行う。

b 出入口、窓等から侵入防止装置について

【予防策】

- ・外部からの容易な侵入を防ぐために、前述の錠の交換とあわせて鉄製格子等の設置や防犯ガラスなどへの交換、防犯フィルムの貼り付けなどの対策をとる。

c 柵やケース等の設置等について

【予防策】

- ・部外者が文化財に安易にふれることができないよう、参観位置、動線を再確認し、必要に応じて見直しを行う。
- ・可能であれば、柵の設置や文化財をガラスケースに入れて展示するなどの方法を検討する。
- ・柵の設置にあたっては、参観者が文化財に触れることのないよう、設置位置などに配慮する。
- ・文化財をガラスケースに入れる場合は、堅牢なケースを使用する。

d 防犯装置・設備について

【予防策】

- ・文化財が保管されている建物、周辺のほか、文化財が展示されているケースなどに、人感センサー、監視カメラ、防犯灯などの設備の設置を検討する。すでに、設置されている場合は確実に作動しているか確認する。

<防犯装置の例> (これらすべてを設置する必要はない)

① 部外者の侵入を知らせる機器

- ・人感センサー(パッシブセンサー/室内の人の動きを検知し作動する)
- ・ガラス破壊センサー (ガラスの破壊音・振動を検知する)
- ・赤外線センサー (赤外線ビームを投光器から受信機に飛ばし、ビームを人などが遮ると作動する。建物の壁、塀などに設置される。)
- ・センサー付きライト (センサーで人を検知するとライトが点灯する。建物の周り、出入口などに設置される。)
- ・ベル、フラッシュライト (部外者の侵入が検知された際、ベル音、光で威嚇すると同時に異常を知らせる)
- ・防犯受信機等 (各種センサーと組み合わせ異常が発生した際、決められた通報先に電話回線などを使い知らせる。)

② 人の出入りをチェックする機器

- ・キースイッチ (部屋の出入口に設置し、テンキーや鍵、カードなどにより入室者を制限する装置)
- ・防犯カメラ (及び画像保存装置等を含む) (人の出入りがある場所等に設置し、24時間365日、監視、記録する。)

e 巡視、参観者への対応について

【予防策】

- ・巡視、監視は、専従者を置き常時または定期的に行うことが基本である。特に参観者があ
る場合は、立ち入り禁止区域内に入らないよう建物内などの動線の確認、見直しが必要
である。

○ 文化財を常時公開している場合

- ・必ず監視人を置き、常時巡回監視を行う。
- ・監視上、死角、盲点をつくらぬよう遮蔽物等は取り除く。
- ・参観者の人数に対応できる監視人、警備員を配置するとともに、参観者を無制限に入場させないようにする。

- ・開館，閉館時は事故が発生しやすいので，特に警備，監視を強化する。
 - ・必要に応じて，夜間も陳列品の確認を行う。
 - 文化財の公開陳列はしないが参観者等がある場合
 - ・参観者の氏名・人数等を記帳してもらうことにより，防犯性が向上する。・参観者に案内人をつけ動静を常時監視する。
 - ・参観者の退出を確認してから施錠を行うとともに，事後に文化財の点検を必ず行う。
 - 無住の社寺あるいは常時居住する場所と文化財が保存されているところが離れている場合
 - ・常時または定期的に文化財の収納建造物を巡視し，出入口・窓等の異常の有無を点検するとともに，文化財の確認を行う。
 - ・警察に適時パトロール等を依頼する。
 - ・地域住民等の協力により，パトロールを行う。
- f 参観者の動線について

【予防策】

- ・参観者など部外者が，安易に立ち入り禁止区域に入らないよう，見やすい順路表示や禁止区域の明確な表示をしたり，参観者を誘導するための柵を設置するなどが考えられる。

5 銃砲刀剣類の取扱い

(1) 登録

イ 発見届の提出

登録していない銃砲刀剣類を見つけたら所轄の警察署へ届け出る (①)。届出人は発見時の状況を知る家族でも可。持参品として銃砲刀剣類・印鑑が必要である。

ロ 発見届出済証の交付

警察署から発見届出済証が渡される (②)。

ハ 登録審査会への出席

登録審査を受ける (⑤)。審査会の開催通知は宮城県教育委員会 (文化財保護課) から郵送される (④)。持参品として発見届出済証, 発見した銃砲刀剣類, 印鑑, 委任状 (出席者が本人や家族以外の場合), 登録手数料1件6,300円が必要である。

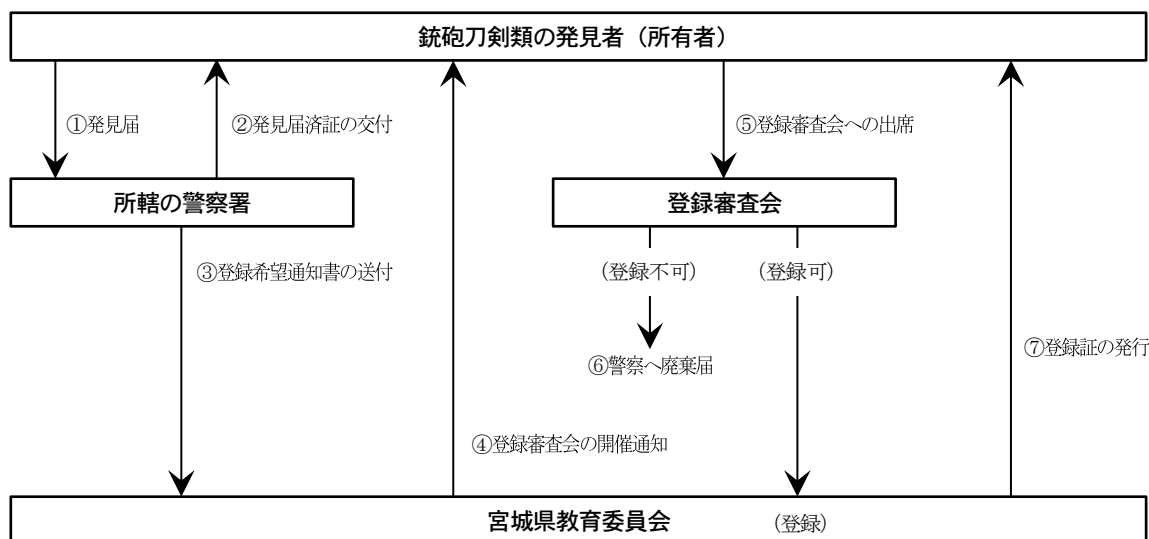
ニ 登録

審査会で登録できると判断された場合, 登録証を交付する (⑦)。

ホ 廃棄

審査会で登録できないと判断された場合, その場で廃棄手続きを行う (⑥)。

※ ニ・ホでは発見届済証・発見した銃砲刀剣類・印鑑を持参する。



(2) 登録後の取扱い

イ 保管

- 登録証は銃砲刀剣類と常に一緒に保管し, 銃砲刀剣類を持ち歩く時も登録証と一緒に携帯する。
- 登録証に記載してある登録記号番号は別紙にメモし, 銃砲刀剣類とは別な場所に保管する (登録証を亡失した場合, 登録証再交付申請に必要となる)。

ロ 管理

- 登録証を亡失・滅失した場合, もしくは盗難にあった場合
 - 所轄の警察署に登録証の遺失物届あるいは盗難届を提出する。
 - 下表1により「再交付申請書」を宮城県教育委員会に提出する。
 - 登録審査会で審査を受ける。

- ・審査会で登録している内容と一致した場合、登録証が再交付される。手数料は1件につき3,500円である。
 - ・審査会で登録している内容と一致した場合、宮城県教育委員会の指示に従う。
- b 登録済の銃砲刀剣類を相続したり、譲り受けた場合
 下表2により「所有者変更届出書」を宮城県教育委員会に提出する。
- c 銃砲刀剣類を他人に貸付けた場合又は博物館に保管の委託をした場合若しくは刃研ぎで研師に刀剣類の保管の委託をした場合
 下表3により「貸付け又は保管委託届出書」を宮城県教育委員会に提出する。
- d 保管の委託期間が終了し返還された場合
 下表4により「貸付け又は保管委託終了届出書」を宮城県教育委員会に提出する。

ハ 登録証の返納

次の場合には返納理由書を添付して宮城県教育委員会に登録証を返納する。

- a 銃砲刀剣類を亡失又は滅失したり、若しくは盗み盗られた場合
- ・亡失の場合は所轄の警察署に「遺失物届」を併せて行う。
 - ・盗難の場合は所轄の警察署に「盗難届」を併せて行う。
- b 日本国内から海外へ登録済の銃砲刀剣類を輸出するため、日本国内で所持（所有）しなくなる場合
- c 亡失したり盗み盗られた登録証が見つかった場合

No	事項	手続	期限	根拠法令	様式
1	登録証再交付	申請	速やかに	○銃砲刀剣類所持等取締法第15条 ○銃砲刀剣類登録規則第8条	左記規則 第4号様式
2	所有者変更	届出	20日以内	○銃砲刀剣類所持等取締法第17条 ○銃砲刀剣類登録規則第9条	左記規則 第5号様式
3	貸付け又は保管委託	届出	20日以内	○銃砲刀剣類所持等取締法第17条 ○銃砲刀剣類登録規則第9条	左記規則 第6号様式
4	貸付け又は保管委託終了	届出	20日以内	○銃砲刀剣類所持等取締法第17条 ○銃砲刀剣類登録規則第9条	左記規則 第7号様式

6 文化財補助事業

文化財保護に関しては、文化財保護法の趣旨に則り、文化財の適正な保存管理とその活用を図るため、補助金を交付する制度が設けられている。

(1) 国庫補助事業

文化財の国庫補助については『文化財補助金実務ガイドブック』（平成 25 年 2 月文化庁文化財部）に詳しい。以下、その一部に加筆の上、抄録する。

イ 補助対象事業

地方公共団体や文化財所有者等が、文化財保護・保存のために行う事業に対し、国が補助金を交付するもので、補助対象となる事業は以下のとおりである。なお、例年、要項・要領の改廃があるので、最新の情報は文化庁ウェブサイト等にて確認されたい。

●補助対象事業（平成 29 年 4 月 1 日現在）

事業名	事業者	適用する国庫補助要項
文化財保存事業費		
1. 建造物		
(1) 調査 近代和風建築等総合調査	都道府県	近代和風建築等総合調査費国庫補助要項
(2) 保存修理 国宝重要文化財建造物保存修理強化対策事業 近代化遺産等重点保存修理事業 登録文化財保存修理	所有者, 管理団体	重要文化財(建造物、美術工芸品)修理、防災事業費国庫補助要項
(3) 防災施設等 防災施設等 耐震対策	所有者, 管理団体 所有者(民家保存管理施設) 地方公共団体(買上)	登録有形文化財建造物修理事業費国庫補助要項 重要文化財(建造物、美術工芸品)修理、防災事業費国庫補助要項 民家保存管理施設費国庫補助要項(民家保存管理施設) 重要文化財建造物等買上費国庫補助要項(買上)
(4) ふるさと文化財の森管理業務支援事業	所有者, 地方公共団体, 団体	ふるさと文化財の森管理業務支線事業国庫補助要項
2. 美術工芸品		
(1) 調査	地方公共団体	資料調査費国庫補助要項
(2) 保存修理 一般 特殊	所有者, 管理団体	重要文化財(建造物、美術工芸品)修理、防災事業費国庫補助要項
(3) 防災施設	所有者, 管理団体	重要文化財(建造物、美術工芸品)修理、防災事業費国庫補助要項
(4) 重要文化財等保存活用整備事業	所有者, 管理団体	重要文化財(美術工芸品、民俗文化財)保存活用整備事業費国庫補助要項
3. 記念物		
(1) 調査 名勝 天然記念物	地方公共団体	名勝地調査費国庫補助要項 天然記念物緊急調査費国庫補助要項
(2) 史跡等保存活用計画等策定	地方公共団体, 管理団体	史跡等保存活用計画等策定費国庫補助要項
(3) 天然記念物再生事業	所有者, 地方公共団体	天然記念物再生事業費国庫補助要項
(4) 天然記念物食害対策	地方公共団体	天然記念物食害対策費国庫補助要項
4. 埋蔵文化財 発掘調査等 一般 特殊	地方公共団体	埋蔵文化財緊急調査費国庫補助要項
5. 文化的景観 重要文化的景観保護推進事業	地方公共団体	文化的景観保護推進事業国庫補助要項
6. 伝統的建造物群	市町村	
(1) 調査		伝統的建造物群保存対策費国庫補助要項
(2) 保存修理		
(3) 防災施設等		重要伝統的建造物群保存地区保存事業費国庫補助要項
(4) 買上		

7. 指定文化財 指定文化財管理	地方公共団体, 管理団体	指定文化財管理費国庫補助要項
8. 無形文化財 (1) 伝承 重要無形文化財保持団体補助 (2) 公開 日本伝統工芸展 国家指定芸能特別鑑賞会	保存団体, 地方公共団体 保存団体, 地方公共団体	重要無形文化財伝承事業費国庫補助要項 重要無形文化財等公開事業費国庫補助要項
9. 民俗文化財 (1) 調査 (2) 修理・防災 保存修理 一般 特殊 防災施設 (3) 伝承・活用等 民俗文化財伝承活用等事業 (4) 重要文化財等保存活用整備事業	地方公共団体等 所有者, 管理団体 保護団体, 所有者, 地方公共団体 所有者, 管理団体	民俗文化財調査費国庫補助要項 重要有形民俗文化財修理、防災事業費国庫補助要項 民俗文化財伝承・活用等事業費国庫補助要項 重要文化財（美術工芸品、民俗文化財）保存活用整備事業費国庫補助要項
10. 文化財保存技術 団体補助 個人補助 ふるさと文化財の森構想 (資材採取等研修)	保存団体, 保存技術保持者, 地方公共団体	文化財保存技術保存事業費国庫補助要項
11. 文化財建造物等を活用した地域活性化事業	所有者, 管理団体, 地方公共団体, 法人	文化財建造物等を活用した地域活性化事業費国庫補助要項
12. 美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業	所有者, 管理団体	美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業費国庫補助要項
13. 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	所有者, 管理団体, 地方公共団体, 法人	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助要項
14. 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	地方公共団体, 法人	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業費国庫補助要項
15. 観光拠点形成重点支援事業（優良モデル創出）	別に要項において定める者	観光拠点形成重点支援事業（優良モデル創出）費国庫補助要項
16. 史跡等の買上げ 直接買上 先行取得償還	地方公共団体	史跡等購入費国庫補助要項

ロ 国庫補助事業事務手続きの主な流れ

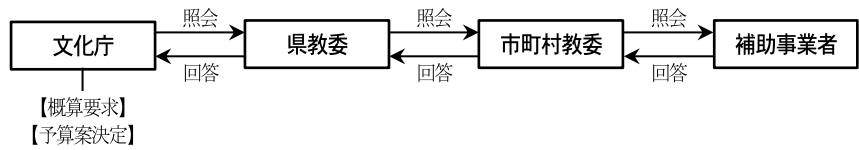
国庫補助事業に関する事務手続きの主な流れについては、以下のとおりである（4月上旬交付決定の場合）。なお、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、補助事業者が都道府県以外の事業については、いくつかの事務が文化庁長官から都道府県教育委員会に委任されており、事業者に対する下記の⑦交付決定通知と⑧額の確定通知は県教育委員会が発出することとなっている。このため、事業者は、計画変更承認申請書に記載する交付決定通知の文書番号、実績報告書に記載する文書宛先及び交付決定並びに変更承認通知文書番号に留意する必要がある。

●文化財補助金の執行手続きの流れ

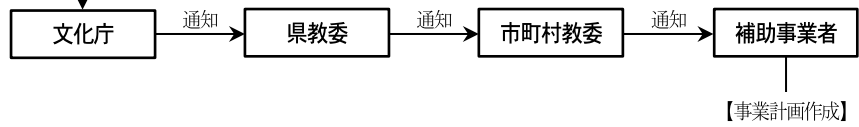
- | | |
|-------------|---|
| 前
年
度 | ① 5～7月、文化庁より翌年度の国庫補助事業計画について照会を行う。
② 10月上旬、文化庁より二度目の補助事業計画照会が行われる。文化庁へ切は11月下旬で通知がある。
③ 事業予定者は、様式により補助事業計画をまとめ、11月中旬までに各市町村教育委員会経由で県教育委員会へ提出する。県教育委員会は、各市町村の事業に関する聴取を行った後、県内の文化財補助事業計画をまとめて11月下旬までに文化庁へ提出する。
④ 1月上旬、文化庁にて都道府県教育委員会より各事業計画のヒアリングを行う。 |
|-------------|---|

- ⑤ 2月上旬、文化庁は事業者に対し事業採択の内定通知（内示）を行い、県教育委員会経由で申請書提出依頼（2月中旬～切）を発出する。
- ⑥ 事業者は2月上～中旬に、市町村教育委員会並びに県教育委員会経由で補助金交付申請を行う。県教育委員会では文化庁へ進達する前に各市町村から申請書に関するヒアリングを行う。
-
- 実施年度 ⑦ 4月上旬、文化庁から交付決定の通知がある。事業者に対しては、県教育委員会が交付決定通知書を出し、市町村教育委員会を経由して通知する。
※事業期間中に事業費の増減、経費区分の変更等がある場合、事業者は事業計画変更申請を行う。経由等については⑥に同じ（文化庁からは事業計画変更承認通知が発出される）。
-
- 翌年度 ⑧ 事業者は、4月上旬までに事業の実績報告書を市町村教育委員会経由で県教育委員会に提出する。県教育委員会では額の確定を行い、市町村教育委員会経由で事業者に通知する。
⑨ 額の確定後、事業者は県支出官あてに請求書を提出し、補助金の支払いを受ける。

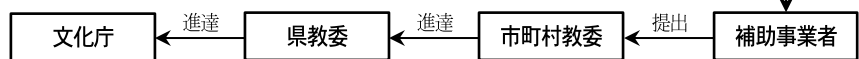
① 事業計画照会



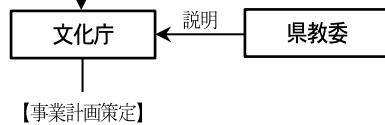
② 事業計画提出依頼



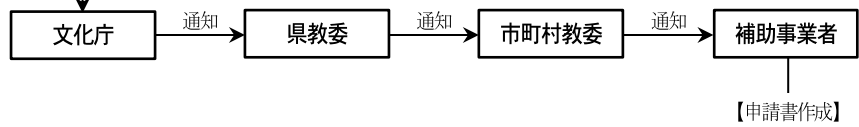
③ 事業計画提出



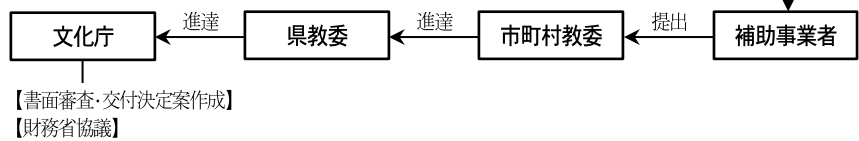
④ 事業計画ヒアリング



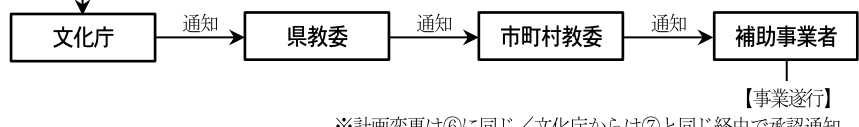
⑤ 申請書提出依頼



⑥ 交付申請提出

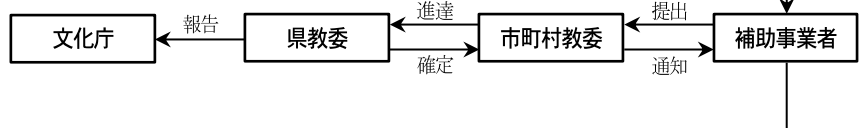


⑦ 交付決定

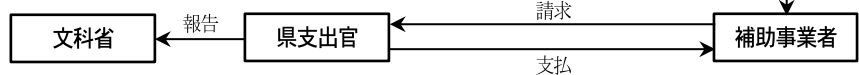


※計画変更は⑥に同じ／文化庁からは⑦と同じ経由で承認通知

⑧ 実績報告・額の確定



⑨ 精算



ハ 補助金交付申請書の様式

文化財保存事業費関係補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）における申請書の様式は以下のとおりである。

（様式第4）

文化庁長官 殿 ※3	平成 年 月 日 ※2	第 号 ※1
	申請者 ※4	
	法人番号	
	住所(所在地)	
	代表者氏名	(記名押印又は署名)
平成 年度	※5 補助金交付申請書	
平成 年度	※6 について、補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。	
	記	
1	補助金の交付の申請に係る事業及び補助事業に係る文化財の名称 ※7	
2	補助事業の目的及び内容 ※8	
3	補助事業の経費の配分	
	主たる事業費	円
	その他の経費	円
	計	円
4	補助事業の経費の使用の方法 ※9	
5	補助事業の着手及び完了の予定期日 ※10	
	着手 平成 年 月	
	完了 平成 年 月	
6	交付を受けようとする補助金の額	円 ※11
	(補助対象経費 円の %又は定額)	
7	補助事業の実施のために文化財の所在の場所を変更するとき ※12	
	イ 変更後の場所	
	ロ 事業完了後復すべき場所及び時期	
8	その他参考となるべき事項 ※13	

(注) 用紙は日本工業規格A4とする。署名は必ず本人が自署すること。

●記載上の注意

- ※1 申請者の組織における文書番号を記載する。文書番号を付していない場合、記載は不要である。
 - ※2 申請の年月日を記載する。提出期限は申請書提出依頼の通知に記載されている。
 - ※3 申請先は「文化庁長官殿」とする。
 - ※4 申請者：法人、団体の場合、その正式名称を記入する。なお、法人、団体等を特定できる範囲で略称を用いてもよい（例：特定非営利活動法人を NPO 法人と表記、公益財団法人を（公財）と表記。）。
- 法人番号：国税庁より指定された法人番号を記載。法人番号が指定されない個人等の事業者については、空欄とする（平成27年度11月25日付け文化庁文化財部伝統文化課事務連絡）。
- 住所（所在地）：地番、ビル名、集合住宅の号室等まで正確に記入する。法人の場合は登記上の所在地を記入する。
- 代表者氏名：氏名欄はワープロ打ちで可である（本人直筆である必要はない）が、特別

な事情がある場合を除き押印を省略することはできない。申請者が法人の場合、その法人の定款等で代表資格を有する者として定められた役職名及び氏名を記載し、その役職の登録印を押印すること。

- ※5 タイトルには予算の該当する（目）名を記載する。
例：国宝重要文化財等保存整備費補助金，史跡等購入費補助金
- ※6 リード文には予算の該当する（項）名を記載する。
例：文化財保存事業費
- ※7 事業名称は当該事業の実施期間を通して使用することとし、文化財名称は当該年度に補助事業を実施する文化財の名称のみを記載する。例えば〇〇立像（国宝），〇〇坐像（重要文化財）を2カ年で修理することとし、当該年度は〇〇立像の修理を行う場合、下記の記載とする。なお、名称は原則として文化財の正式名称（指定等文化財の場合は指定等名称）によること。
例：事業名称：国宝〇〇立像ほか1件保存修理事業
文化財名称：国宝〇〇立像1件
- ※8 下記例を参照のこと。
例：〇〇立像ほか1件の保存修理のため、2カ年事業総額10,000,000円、内本年度5,555,000円により、別添設計書の解体修理を実施するものである。
- ※9 経費の使用方法については、直営と委託の区分を明確にし、委託の場合はその範囲を具体的に示すこと。
例：補助金の予算執行に適正を期すため修理委員会を組織して実施期間とし、経費は委員会の決裁により管理・運用する。設計は〇〇〇〇に委託する。施工は請負とする。
- ※10 補助事業の着手予定日は「交付決定日以降」とする。完了予定日は、申請に係る年度の補助対象となる事業がすべて完了する見込の日を記入することとし、次年度以降の日付にはできない。
- ※11 定率補助の事業については、要項で定める要件により算定した補助率を記入し、補助対象経費の千円未満を切り捨てた額に算定した補助率を乗じ、その額の千円未満を切り捨てた額を、交付を受けようとする補助金の額欄に記入する。
定額補助の事業については、補助率欄に定額と記入し、希望する補助金額の千円未満を切り捨てた額を、交付を受けようとする補助金の額欄に記入する。
- ※12 文化庁は、補助事業の実施に係る文化財の所在の場所の変更について本欄により確認することとなるので、変更後の場所及び変更する時期について正確に記入する。
補助事業のために文化財の所在の場所を変更する場合、文化財保護法第34条で定める所在の場所の変更届は要しない（国宝重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則（昭和26年文化財保護委員会規則第1号）第8条第1項第1号）。
- ※13 補助事業の実施に関して参考となる事項がある場合に記入する。
例：過去の補助事業実施状況
工期が長期にわたる場合の事業計画
補助事業完了後の管理方法

ニ 補助金交付申請書の添付書類

補助金交付申請書の添付書類として次の①～⑦が必要となる。

- ① 申請者の財政規模又は収支及び財産の状況に関する書類
申請者の如何によって書類の内容が以下のとおり異なるので、右要綱の必要事項に留意しなければならない。
 - i 申請者が地方公共団体である場合
当該事業を実施する日の属する当該地方公共団体の会計年度の前々年度の財政現況を記載した書類
 - ii 申請者が地方公共団体以外の法人である場合
当該事業を実施する日の属する当該法人の会計年度の前々年度以前3年度分の収支計算書及び財産の状況を明らかにした書類
 - iii 申請者が法人以外の者である場合
申請書を提出した日の属する年の前年分の収支計算書及び財産の状況を明らかにした書類
- ② 設計書
 - i 補助事業に係る文化財の概要
 - ii 補助事業の内容
- ③ 設計図（別に添付する。）
- ④ 補助事業に係る収支予算書
- ⑤ 工程表
- ⑥ 補助事業に要する経費に関し議会の議決又は定款、寄付行為若しくは規則の定める手続きを経たことを証する書類（別に添付）
- ⑦ 補助事業を実施しようとする箇所又は地域を示す写真及び画面（別に添付）
以上の他に、県教育委員会では補助事業予定者に口座確認書の提出を求めている。

ホ 災害復旧事業にかかる特例

災害復旧事業として採択する範囲については、公立学校施設の災害復旧事業の採択基準を準用して、自然災害の規模が概ね次のいずれかの基準を満たす場合としている。

- ① 豪雨 … a) 最大24時間雨量80mm以上
b) 連続雨量が特に大の場合（3日間（72時間）雨量180mm以上）
c) 時間雨量が特に大の場合（1時間雨量20mm以上）
- ② 暴風 … 10分間平均風速が最大15m/s以上
- ③ 洪水、高潮、津波 … 被害の程度が比較的軽微とは認められない場合
- ④ その他（地震、大火、融雪、竜巻、落雷、噴火、降灰等）

なお、災害復旧の申請にあたっては、通常の添付資料に加え、経年劣化ではなく災害による被害と説明できる資料、気象庁の観測雨量等気象状況を客観的に証明する資料、被害状況が分かる写真・図面を添付する。

また、災害復旧事業として採択された事業のうち、特定の補助要項に基づいて行われるものについては、通常の補助率に20%を加算した率により補助を行うこととしている（ただし上限は85%）。

なお、国庫補助事業については、補助金の交付決定日以降に着手することが大原則である

が、災害復旧対応に関しては、限られた条件下ではあるものの、補助金交付決定前の着工が可能な場合がある。具体的な取扱い等については「文化財保存事業費関係国庫補助実施要領における「5. 災害復旧に関する対応」の取扱いについて」（資料編 p239）を参照のこと。

へ 事業計画変更申請

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」では、各省各庁の長が補助金の交付を決定する際に、補助金に係る経費の配分の変更及び事業内容の変更について、各省各庁の長(文化庁長官)の承認を受けることを交付の条件として附することができるように定めている。文化財関係の補助事業については、交付の条件として「交付要綱」第4条の(1)により計画変更の承認を受けなければならない範囲が定められている。その内容は次のとおりである。

- ① 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、配分された額のいずれか低い額の20%（当該金額が5万円未満の場合は5万円）を超えない額の相互流用の場合はこの限りでない。
- ② 補助事業の内容を変更するとき。ただし、当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微であるとして長官が別に定める場合は除く。

なお、①について、補助金の額を変更する場合は、増額、減額に関わらず、当初の交付決定と同様、財務大臣の承認を得なければならない。当該承認を得るために財務省との協議は通常の交付決定案件と同時に行われるため、補助金の額の変更を希望する場合は、申請時期について文化庁と調整する必要がある。

また、②について、事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微でない内容変更の一例を以下に示す。ただし、何をもち「目的及び仕様に及ぼす影響が軽微」とするかは個々の補助事業ごとに判断しなければならないため、当該条項が適用されるかどうかは事例ごとに文化庁に確認する必要がある。

- 全事業共通
 - ・ 工事方針の変更（例：部分修理→半解体修理）
 - ・ 工期の変更
 - ・ 附帯工事の設廃
 - ・ 工種、工法の重要な変更
- 防災事業
 - ・ 防災設備の仕様（位置、数量、機種等）の変更
- 調査事業
 - ・ 調査対象（場所、規模）の変更
- 買上事業
 - ・ 買上対象の変更（地区地番の変更、大幅な買上面積の増減等）
- 文化的景観、伝統的建造物群
 - ・ 個々の物件における修理、修景等に係る工事、工法等の重要な変更
 - ・ 修理、修景等を実施する物件の変更

●計画変更に係る諸手続き

変更事項	変更区分	承認権者	変更申請書提出先	提出時期
経費の変更	軽微な区分間流用	承認不要	—	—
	軽微でない区分間流用	文化庁長官	文化庁担当課	随時
	補助金の額の変更	文化庁長官（財務大臣）	文化庁伝統文化課助成係	交付決定と同時期
内容の変更	軽微な内容変更	承認不要	—	—
	軽微でない内容変更	文化庁長官	文化庁担当課	随時

ト 実績報告書（補助事業者が県以外の場合）

補助事業者は、補助事業が完了したときは、その成果を記載した補助事業等実績報告書を宮城県教育委員会教育長に（補助事業者が宮城県である場合は直接文化庁長官に）に報告しなければならない（適正化法第14条）。

補助事業等実績報告書の様式は、以下のとおりである。

（様式第10）

	第 号 平成 年 月 日 ※1
宮城県教育委員会教育長 殿 ※2	
申請者 ※3 法人番号 住所(所在地) 代表者氏名 (記名押印又は署名)	
平成 年度 ※4 実績報告書	
平成 年 月 日付け文第 号により補助金の交付の決定を受けた の実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定により、下記のとおり報告します。 ※5	
記	
1 補助事業及び文化財の名称	
2 補助事業の実施期間	平成 年 月 日 着手 平成 年 月 日 完了 ※6
3 補助事業の実施の方法 ※7	
4 補助金の交付決定額とその精算額 ※8	交付決定額 円 精算額 円 不用額 円
5 添付書類	
(1) 補助事業経費収支精算書（交付申請書添付書類「4 補助事業に係る収支予算書」の様式に準ずる。） ※9	
(2) 補助事業実施仕様書	
(3) 補助事業実施設計図 ※10	
(4) 補助事業の経過及び成果を証する書類並びに写真等の資料 ※11	
(5) その他（補助事業により設置した機械器具機能の試験検査等）	

（注）第6条第2項に基づき、変更して交付決定があった場合には、変更後の額によること。

用紙は日本工業規格A4とする。

署名は必ず本人が自署すること。

●記載上の注意

- ※1 報告の年月日を記載すること。提出期限は「交付規則」第5条「交付要綱」第9条（事業完了日の30日後と翌年度の4月10日のいずれか早い日）を参照のこと。
- ※2 提出先は「宮城県教育委員会教育長殿」とする（宮城県が事業者である場合のみ「文化庁長官殿」となる。）。
- ※3 申請者、住所（所在地）、代表者について補助事業期間中に変更があった場合は、実

績報告書の提出時点の情報を記載するとともに、変更が発生した理由書（任意様式）を添付すること。

- ※4 申請書に同じ。
- ※5 文書日付、文書記号番号、補助事業名欄は、宮城県教員委員会の補助金交付決定通知に記載された情報を記載すること。
- ※6 実際に事業に着手し、完了した年月日を記載すること。
- ※7 補助事業の実際に実施した内容を記載する。また、当初申請時からの「軽微な変更」があった場合は、当初申請内容との相違点を明確に記載すること。

例：修理委員会を組織して実施機関とし、経費は委員会の決裁により管理・運用した。設計は〇〇に委託し、施工は入札により〇〇の請求とし、当初申請どおりに完了した。なお〇〇作業の仕様を、軽微な事業内容の変更として文化庁の了解を得た上で、〇〇から〇〇へ変更した。
- ※8 交付決定額：当該事業に係る文化財補助金の交付決定額を記載すること。なお、額の変更を伴う変更交付決定があった場合は、変更後の交付決定額とする。

精算額：上記「交付決定額」に係る「実精算額」の千円未満を切り捨てた額を記載すること。

不用額：上記「交付決定額」から「精算額」を減じた額を記載すること。
- ※9 交付申請書添付書類「4. 補助事業に係る収支予算書」の様式に準じて、
 - ① 「収入予定額」及び「支出予定額」を「収入済額」及び「支出済額」とし、「支出の部」の「区分」欄は該当する補助要項（別紙）の「対象経費の区分」、「項」、「目」、「目の細分」まで記載すること。また、「支出内訳明細書」については「目の細分」の各個積算について記載すること（特に計算誤りのないよう留意されたい。）。
 - ② 補助事業が2年以上にわたる場合は年次区分を明確に記載すること。
 - ③ 当初申請書等時から金額の変更があった場合は二段書きとし、上段に実績の金額を記載すること。該当欄はすべて記載すること。
 - ④ 「雑収入金」について
補助事業者は補助事業の実施に伴い不用材の売却益や預金利息が生じた場合等は、交付決定条件7の（9）の規程に基づき雑収入金に計上する。その場合、売払い等に係る積算内訳書等を添付する。
- ※10 当初申請時と比較して実績内容が変更している場合（例：申請では「椽瓦葺」と指定しているのに実績では「本瓦葺」となっている等）は、その比較が簡単明瞭にできるような「実施仕様書」及び「実施設計図」を添付すること。
- ※11 添付資料例
 - 契約書（写し）
 - 検収調書（写し）
 - 防災施設等設置時の機能試験検査の証明書等（写し）
 - 補助事業の成果を確認できる写真（事業前後の比較により、補助効果を確認できるもの）
 - 報告書、DVD等の成果物（必ず現物を添付）
 - 支出の証明書類（写し）（原則領収書を添付。立替払が不可能な場合は請求書での

代用可。補助事業者が地方公共団体の場合は支出負担行為決議書でも可。）

土地買上事業の場合、上記のほか下記書類も添付すること。

買上げた土地等に関する図面（平面図，必要に応じ地積図）

実測で購入する場合はその実測図

補助事業が2年以上に亘る場合は買上げ年次を明示した図面

不動産鑑定書及び売買契約書（写し）

所有権，抵当権，地上権等が確認できる土地等登記簿の謄本等書類

先行取得償還の場合はその償還表

チ 補助金の額の確定と請求

県教育委員会は、事業者から実績の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じた現地調査などを行う。その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を決定し、補助金の額の確定通知書（交付要綱一様式第11）により事業者へ通知する。

額の確定後は、事業者は当該事業の補助金を請求することとなる。請求書は下記様式のもの、を、文部科学省所管委任支出官として国から委任されている宮城県会計管理者あて提出する。

（請求書様式一県共通例文 補助会共第40号）

請 求 書											
金	円也										
ただし、平成 年度	補助金※1の精算払（概算払）※2として										
請 求 内 訳											
交付決定額	円										
前回までの受領額	円										
今回請求額	円										
残額（不用額）※3	円										
上記のとおり請求します。											
平成 年 月 日											
文部科学省所管委任支出官 宮城県出納長会計管理者	（氏名） 殿 ※4										
補助事業申請者名 印											
振込口座	<table border="1"><tr><td>振込先</td><td></td></tr><tr><td>口座種別</td><td></td></tr><tr><td>口座番号</td><td></td></tr><tr><td>フリガナ</td><td></td></tr><tr><td>口座名義人</td><td></td></tr></table> ※5	振込先		口座種別		口座番号		フリガナ		口座名義人	
振込先											
口座種別											
口座番号											
フリガナ											
口座名義人											

●記載上の注意

※1 補助金名には該当する予算の（目）名を記載する。

例：国宝重要文化財等保存整備費補助金，史跡等購入費補助金

- ※2 事業途中の請求は「概算払」とし，額の確定後の請求は「精算払」とする。
- ※3 ※2にて「概算払」とした場合は「残額」，「精算払」とした場合は「不用額」として該当額を記載する。
- ※4 会計管理者名については，請求時に宮城県教育委員会に確認すること。
- ※5 補助事業者が個人法人の場合は振込口座を記入する。補助事業者が地方公共団体の場合は記入不要（記入欄を削除する。）。

リ 補助金調書（補助事業者が地方公共団体の場合のみ）

補助事業者が地方公共団体の場合は，交付要綱第4条（10）により，その事業が完了した後，補助金調書を作成し，これを補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないとされているため，これを交付要綱一様式第3により行う必要がある。

（2）県費補助事業

県費補助事業の対象となる事業は以下の①～⑨のとおりである。事業には国庫補助を伴うものと伴わないものがある。申請等の書類様式等は「宮城県文化財補助金交付要綱」（資料編）に規定されており，それに基づいて行う。また事務手続き及びその流れ等については，国庫補助を伴う事業が（1）国庫補助事業に併せ，伴わないものについても国庫補助事業の取扱いに準ずる。

- ① 文化財の保存修理及び管理に関する事業
- ② 文化財の防止施設等の設置に関する事業
- ③ 文化財の買上げ補償に関する事業
- ④ 文化財の保護増殖等に関する事業
- ⑤ 文化財の調査等に関する事業
- ⑥ 文化財の保存伝承等に関する事業
- ⑦ 文化財の保存施設設置等に関する事業
- ⑧ 文化財の積極的活用を図る大規模又は総合的・複合的史跡活用事業
- ⑨ 文化的景観の保護推進に関する事業